

第六十七回
参議院

沖繩及び北方問題に関する特別委員会、大蔵委員会、
社会労働委員会、商工委員会、運輸委員会連合審査会會議録 第二号

昭和四十六年十二月二十六日(日曜日)
午前九時六分開会

出席者は左のとおり。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

委員長 長谷川 仁君
理事

委員

鬼丸 勝之君
楠 正俊君
剣木 亨弘君
丸茂 重貞君
松井 誠君
森中 守義君
矢追 秀彦君
高山 恒雄君
岩間 正男君
稲嶺 一郎君
今泉 正二君
長田 裕二君
梶木 又三君
片山 正英君
亀井 善彰君
古賀雷四郎君
柴立 芳文君
鈴木 省吾君
園田 清充君
竹内 藤男君
西村 尚治君
初村瀧一郎君
宮崎 正雄君
山内 一郎君
若林 正武君
占部 秀男君
大橋 和孝君

大蔵委員会
委員長

理事

委員

川村 清一君
田中寿美子君
田中 一君
宮之原貞光君
村田 秀三君
森 勝治君
上林繁次郎君
黒柳 明君
原田 立君
栗林 卓司君
渡辺 武君
喜屋武眞榮君
前田佳都男君
柴田 栄君
嶋崎 均君
成瀬 幡治君
多田 省吾君
青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
棚辺 四郎君
津島 文治君
西田 信一君
松垣徳太郎君
小谷 守君
竹田 四郎君
戸田 菊雄君
鈴木 一弘君
中村 英男君
高田 浩運君

委員

小平 芳平君

石本 茂君

川野辺 静君

玉置 和郎君

徳永 正利君

中山 太郎君

山下 春江君

須原 昭二君

杉山善太郎君

和田 静夫君

柏原 ヤス君

星野 力君

大森 久司君

川上 為治君

竹田 現照君

藤井 恒男君

赤間 文三君

植木 光教君

矢野 登君

阿貝根 登君

林 虎雄君

中尾 辰義君

向井 長年君

須藤 五郎君

木村 陸男君

山崎 竜男君

岩本 政一君

江藤 智君

商工委員会
委員長

理事

委員

運輸委員会
委員長

理事

委員

國務大臣

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

大蔵大臣

文部大臣

厚生大臣

通商産業大臣

運輸大臣

労働大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

政府委員

内閣法制局長官

内閣法制局沖繩

法制参事官

内閣法制局第二

部長

内閣法制局第三

部長

内閣法制局第四

部長

總理府総務副長

官

防衛庁参事官

防衛庁官房

防衛庁防衛局長

防衛庁衛生局長

岡本 悟君
菅野 儀作君
小柳 勇君
瀬谷 英行君
藤田 進君
堀田 啓典君
田淵 哲也君
佐藤 榮作君
前尾繁三郎君
福田 赳夫君
水田三喜男君
高見 三郎君
斎藤 昇君
田中 角榮君
丹羽喬四郎君
原 健三郎君
江崎 真澄君
大石 武一君
山中 貞則君
高辻 正巳君
系 光家君
林 信一君
茂串 俊君
角田礼次郎君
砂田 重民君
鶴崎 敏君
穴戸 基男君
久保 卓也君
鈴木 一男君

防衛施設庁長官	島田 豊君
防衛施設庁総務部長	長坂 強君
防衛施設庁総務部調整官	銅崎 富司君
防衛施設庁労務部長	安齊 正邦君
環境庁水質保全局長	岡安 誠君
沖繩・北方対策庁長官	岡部 秀一君
沖繩・北方対策庁総務部長	岡田 純夫君
沖繩・北方対策庁調整部長	田辺 博通君
法務省刑事局長	辻 辰三郎君
外務省アジア局長	須之部量三君
外務省アメリカ局長	吉野 文六君
外務省条約局長	井川 克一君
大蔵大臣官房審議官	前田多良夫君
大蔵大臣官房審議官	中橋敏次郎君
大蔵省主計局次長	平井 勉郎君
大蔵省関税局長	赤羽 桂君
大蔵省理財局次長	小幡 琢也君
文部省大学学術局審議官	安養寺重夫君
文化庁次長	安達 健二君
厚生省公衆衛生局長	滝沢 正君
厚生省環境衛生局長	浦田 純一君
厚生省業務局長	武藤 一太郎君
厚生省年金局長	北川 力夫君
農林省農政局長	内村 良英君
通商産業省企業局長	本田 早苗君
通商産業省鉱山局長	庄 清君

通商産業省公益事業局長	三宅 幸夫君
中小企業庁次長	進 淳君
運輸大臣官房審議官	見坊 力男君
運輸大臣官房観光部長	住田 俊一君
運輸省海運局長	鈴木 珊吉君
運輸省鉄道監督局長	山口 真弘君
運輸省自動車局長	野村 一彦君
運輸省航空局長	内村 信行君
労働省労働基準局長	石黒 拓爾君
労働省婦人少年局長	岡部 實夫君
労働省職業安定局長	高橋 展子君
事務局側	住 榮作君
常任委員会専門員	相原 桂次君
常任委員会専門員	鈴木 武君
常任委員会専門員	坂入長太郎君
常任委員会専門員	中原 武夫君
常任委員会専門員	菊地 拓君
常任委員会専門員	吉田善次郎君

○国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩平和開発基本法案(衆議院送付、予備審査)

○沖繩における雇用の促進に關する特別措置法案(衆議院送付、予備審査)

○委員長(長谷川仁君) ただいまから沖繩及び北方問題に關する特別委員会、大蔵委員会、社会労働委員会、商工委員会、運輸委員会連合審査会を開会いたします。

○沖繩の復興に伴う特別措置に關する法律案、沖繩の復興に伴う関係法令の改廃に關する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に關する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件、沖繩平和開発基本法案、沖繩における雇用の促進に關する特別措置法案、以上の各案件を一括して議題といたします。

これより前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。戸田菊雄君。

○戸田菊雄君 私はきょう、主として大蔵関係、通貨、税制、専売、生命保険関係等の問題について質問してまいりたいと思います。

最初に、この八月十六日にニクソンの経済緊急対策が発表されました。自來、二十八日、日本では変動相場制に変更し、今回、十二月の二十日以降でありますけれども、三百八円で再度また固定相場制に返った、こういった一連の、円の切り上げないし世界的な経済変動等に伴って、たいへんな不安と動揺を沖繩県民に与えております。まともには沖繩県民はそれらの影響をこうむっておると思っておりますが、それらの不安解消と今後の対策について、まず総理からお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) 後ほど詳しくは外務大臣

臣あるいは総務長官から対策等について補足してもらいますが、私は、ただいまの為替相場の固定化について一番影響を受けたのは、何といつても沖繩の同胞だと思ひます。私も沖繩の中で生活をし、ドルと交換をする場合において初めて問題を身近に感じますけれども、その交換のない円の生活を続けている限りにおいては、問題を身近に感じない、しかし、沖繩の住民諸君はやがて、いましばらくすれば祖国に復帰する、その際にはドルの通貨圏から円の通貨圏に変わるわけでございますから、これは何といつても身近に感ずるものは沖繩住民だと、かように思ひます。したがって、われわれの受けとめ方と県民の受けとめ方、そこにはそれぞれの相違がございます。すでに変動相場制に移行しただけではない、いままで三百六十円で交換レートがきまつていたものが今度は三百八円だ、その差損は一体どうなるだろうと、こういうたいへんな心配があるだろうと思ひます。一応、変動相場制に移行した際に、その際の持ちドルについて、これを一応確認する方法はとりました。しかし、またその後の移動はございまして、また最近さらに固定相場になると、この点がはっきりしてまいりました。はつきりしたことは一応不安解消にはなりましたが、そのはつきりしたことに對する対策が十分でない、これはまたたいへんな心配だと思ひます。したがって、あらゆる機会に、祖国復帰して自分たちの財産は一体どうなるのか、われわれのふところはどうか、そのことから日常の物価に至るまで、ただいまの頭にはそのことがかりでいっぱいだろうと思ひます。したがって、最も影響をこうむるであろうと考えられるただいまの日本で勉学をしておる諸君、あるいはまた長期療養者等に対する従来どおりの三百六十円の交換、これはまずひとつやっておき、さらにまた一応確認されておるものについて、これは将来交換する際に三百六十円レートと、こういうことでございまして。

もう一つは、何といひましても沖繩の日常生活

活、その入割が本土の製品に依存しておると、そういう実情でございまして、その貿易損と申しますか、そういうものについての補償をしてやる、まあこれらについては一通り手当てをいたしておきます。しかし、事柄が事柄でございまして、十分実態について絶えざる把握をしていかなければならないと、かように考えております。もちろん現在には布令のもとにおいて通貨がきまつておりますから、ただいま直ちにというわけにもいかないかと思ひますが、できるだけ祖国復帰時における混乱を防ぐような処置を、いまからいかにしたらいいか、これは十分対策を立てると、こういうことで取り組んでおるような次第でございします。その点はもうすでに戸田君などは大蔵委員会等でも発言されたことだらうと思ひますが、もう政府の考え方はただいま申し上げることで一応基本的な方針は御了承がいただけたかと思ひます。ありがとうございます。

○戸田菊雄君　そこで、いま総理が言われましたように、基本的な方向はわかるんでありますが、その具体的な対策が私は問題だらうと思ひます。この対策について九月三日、政府は閣議を開きまして、沖繩のドル緊急対策費、貿易決済費として約十億圓、それから留學生の送金差損として約一億圓、これを当面の補償、救済として実行するということを決定をいたしました。これははたして実行されているのかどうか。あるいはまた、そのほか今回のこの一連の円切り上げ等に伴つての沖繩県民の受けた損害、たとえば貿易収支などのくらしい損害があるのか、あるいはまた預金関係などのくらしい損害があるのか、あるいはまた年金関係などのくらしい一体損失を見るのか、あるいは留學生関係などのくらしい一体損失を見るのか、そういう具体的な統計も含めて、山中長官からひとつ答弁をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君)　当初十一億圓を準備費から支出いたしました際には、変動相場制に移行したための措置をとったわけでありまして、当時の変動実質額を計算の前提といたしておりました。

たし、品目も主として生活必需品に限つたわけでありまして。しかしながら、その後、現地に私参りまして、実際の市町村の公共事業等の発注まで基礎資料等についての手当てがなされなければ非常な混乱を来たし、応札する業者がなくなる、あるいは入札した業者も実行を渋るというような事態を免れたいと思ひました。したがって、四百四十品目のこれはブラッセル関税表に基づく大分類であります。こまかくは三万六千種類というよりなごまかな品目にまで琉球との検討の上、それを前提としてさらに十億をすてに追加したところまであります。今更またさらに一六・八八に及ぶ切り上げになりましたので、これはまあ固定相場でございまして、若干の、上下二・二五%の幅の今度は逆に下限への動きがあるにしまして、やはり現在手当てをしておるものでは足りませんし、したがって、留學生のほうは十二月末の清算というところで、一応いまの一億で済むにやらなければならぬというところはございせんせん。したが、それをカバーするためのいままでの二十億圓というものは、これはちょっと金額が不足をいたしましたと思ひます。現在着手いたしましたような仕事に着手するわけでございますから、その準備や手続等が少しくおくれたようでありまして。したがって、全面的にこれが動き出しているように見えませんが、きのうも私、琉球政府の当事者と、副主席の初め相談をいたしまして、事前に、入荷した場合について、その金額に対して相場幅の幅についての手当てを――二週間以内で大体回転しておりますから――その手当てをした後において、その先払いと申しますか、直ちに払つて、そのあとにおいて、もし物価に対して、それを自分たちの利益やと申しますか、ポケットに入れておるような価格構成のままでその物価が推移するならば、そのときに事後を停止するか、もしくは追徴するかというような手段を講ずれば済むはずだというようになことで、私、専門外でございしますが、助言をいたしまして、すみやかにこれが回転をするようにしたいといふことであります。

したいといふことであります。現在までのところは、その手続の煩瑣等の理由もあげているようであります。そのような小口のものを一々持つていくよりも、小売り価格に転嫁してもやっけないわゆる商売上の理由からこの制度を利用しようとしないうる人たちが見られております。これはやはり琉球政府のモニター制度その他の監視、確認制度等を活用してもらつて、不足する財源は復帰まで沖繩側に約束したとおり引き続き追加支出をしていくよう、大蔵と内々の約束をいたしていただくところでございします。

○戸田菊雄君　時間が四十分でありますから、答弁は要点を具体的に簡単にひとつお願いしたいと思ひます。

いまの山中長官の答弁では、一体八月の十九日以降、ニクソン・ショック以来、どの程度沖繩県民がこのドルショックやあるいは円切り上げ、変動相場制、こういったことによつて損害をこうむつたか、その額がわからぬですね。私はその額の内容もあわせて説明をしてくれと、こういうことを言っているんですが、これは大蔵大臣どうですか、その損害の見積もり。具体的に聞きますけれども、一つは貿易収支関係でどのくらしい損害をこうむつたのか、あるいは試算の面でどのくらしい、ことに企業法人、なかんずく中小零細法人、こういうものでどのくらしい一体損害をこうむつてゐるのか、それから留學生でどのくらしい損害をこうむつたか、こういった具体的な内容について、その詳細の損害についてひとつ説明をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君)　それらは一応損害と見ます。それとも手当てを何もしなかつた場合に、おいては、復帰時においてドルチェック後の資産の伸びというものが現れていないという点、あるいは点を差し引く計算をいたしますか、あるいは法人を手当てしなかつたことによつて、復帰した時点においては成長率との関係においてどう見ますか、それらの点については、いろいろの計算のし

かたもあらうと思ひますが、少なくともいま私が申しましたような品目あるいは留學生、長期療養者、そういうものについての損失というもののないようにはしたいと思ひます。

○戸田菊雄君　数字がわからぬですか。

○国務大臣(山中貞則君)　どういう計算の数字のことですか、ちよつとよくわからないものでありますから。

○戸田菊雄君　たとえばこの八月の二十八日以降、変動相場制に移行しましたですね、そういうことになりましたと、そこに上下の変動、ワイダー・バンドは〇・七五だ、こういうことになるのです。その差額は、たとえばかりに沖繩県民全体のこうむつた損害が十億だということになれば、七千五百万ドルですか、これだけ損するということになっていくのじゃないですか、そういう計算の方式で幾ら結果的に損をするということにはわかりませんか。あるいはまた今度の十二月二十日以降三百八十八円に円レートが変つたということになりますね、そういうことになりましたと、従来は三百六十円レートできていたのですから、その差額切り上げ分だけ損するということになりますか。そういうことで沖繩県民のそういう貿易収支なり、あるいは各企業の法人のいろいろ商売をやっているところの減損の問題、あるいは資産評価に基づくところの減損の問題、こういうものが一つ一つ出てくるのじゃないでしょうか、その辺はどうですか。

○国務大臣(山中貞則君)　その場合においてそのような損失の出ないようには、本土政府のほうにおいて、一般会計準備費から支出をいたして手当てをしております。したがって、それらのものが完全に消費者に還元をされておれば、損をするという意味の計算上のマイナスは立たないことに、仕組みとしてはしておるわけでありまして、そのおくれたことによつて業者が損をしておるかといへば、それは私はしていません。だろつと思ひます。したがって、御・小売りを通じて、消費者の方々が本来安く買えるものを、完全にそれが実施

されておられなければ、その分だけ高く買うという意味における国民所得としての、県民所得としての若干の実質の成長の伸びが鈍るであろう、その点は私もわかりませんが、数字でどれについて幾らということ、私のほうでいまのところ答弁できない状態です。

○戸田菊雄君 その数字が出なければ、九月三日の閣議決定のさしあたって貿易決済について十億円を出した、あるいは留学生について一億円を出した、この根拠はどういうことに基づいて、しかば出しているのですか。これはまさかつかみ金でやっているわけじゃないでしょう。あるいはいま三百八円レートに変わったというところにならば、それだけまた賃金も変わってくるわけでしょう。じゃ、あなたがいま説明されるように、その賃金の分が変わったというなら、今後見通しでどのくらい一体ダウンされるか、そういう内容について具体的にひとつ説明してください。

○国務大臣(山中貞則君) 私は賃金が変わったと思っております。沖縄においては同じ賃金でやはり支給をされ、そしてまたそれで生活をしておられるわけでありまして。したがって、切り上げ幅によってそれだけ本土に依存する物資が高くなりますから、それを高くならないようにするための予算措置を引き続き行なっていくことを申し上げておられるわけでありまして、したがって、計算のしかたが、ある人は切り上げ幅の三百八円というものをもとにして計算をし直してみると、沖縄経済全体、あるいは個人所得に振りがえて何%が損をするという計算をしている人もありますが、それはそのとおりに見るべきでないものであって、変動相場制に移った、その幅だけ沖縄の人々の所得は低下したということは、実はドル圏の中において持っているドルの価値において変わりが無いということでありまして、本土の物資に依存するときに発生するものを、私たちはいま埋めようというところで一生懸命やっているわけでありまして、明確なそういう意味のお答えはできません。

○戸田菊雄君 今回の十億円、一億円というのは、私の調査内容でいきますと、大体生活必需品に限定して出したと私は思っています。しかし、これはあくまでも軍用消費財——生活必需品等にかまざる救済措置でなかったんですか。建設業関係の資材その他については一切救済からは外している、こういう補償のしかたじゃないんですか。だから、ほんとうに厳密にそういうものの全体を調査すれば、もつと私は十億円よりふえていくんじゃないかと思う。だから、その辺はどうなんですか、それははっきりしてください。

○国務大臣(山中貞則君) こまかくは琉政でやっておりますけれども、逆にアメリカ軍の購入する、調達する物資についてはこれは除外しております。それからガルフ、エッソ等の大きな米系資本が直接購入する物資は除外しております。したがって、沖縄県民が生活のために必要とするものは、建設業の資材も含めて、実際は八月十六日以前よりダンピングによって値下がりしておると思われる鉄筋等も、品目に含めて全部措置をいたしております。

○戸田菊雄君 その具体的な内容を資料で提出いただけますか。

○国務大臣(山中貞則君) いますぐにはできませんが、承知いたしました。

○森中守義君 関連。質疑者がそれじゃ承知できないと言っているんだから、またという機会ないんですからね。この時間をちよつとカットしておいて、出るまで待たしてください。

○国務大臣(山中貞則君) おかしいですよ、急に言われるのは。

○森中守義君 質疑の通告が出ているんだから用意しておくべきですよ。

○国務大臣(山中貞則君) すぐ出ますから。

○森中守義君 用意もしないで待たせるなんて、そんなことないですよ。政府は質疑の通告受けているんだから、出しなさい。

○国務大臣(山中貞則君) 持ってきました。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○戸田菊雄君 山中長官、夕べ私は十二時半ごろ電話でおこされたんですよ。質問通告あした何かというので、宿舎で。寝ないで一応筋道を話してやりました。それで、決して質問通告をいってないわけじゃないですか。

それじゃ時間がありませんから先へ急ぎます。貿易決済の為替差損金ですね、これは中央銀行に為替差損救済基金勘定、こういうものを設けて為替銀行を通じて個々の取引についての総差額負担、こういうものを調査すると同時に、その補償を政府は全部やるべきだと思っておりますが、その辺の考えはどうですか。

○国務大臣(山中貞則君) ここらにまでなりますと、通貨問題の大蔵省の問題になるんですけれども、しかし、私も担当大臣として必死にあらゆる努力をやってみたくもありませんから、そういう構想も考えてみました。しかしながら、目的は沖縄県民の消費者の方々に、そのような変動があっても影響の及ばないようにすることが目的であります。銀行に、たとえばその当時の勘定で七十億置けばいいということでありましたけれども、それをやった場合にはL/Cを開発して、それだけ業者が輸入をしたものについて数量、品目を届ければ、それだけでもって金額掛けるパーセントというもので自動的に金が渡されるわけでありまして、ドル払いでけっこうだということになるわけでありまして。ですから、その業者がはたして沖縄の流通の過程を経て、沖縄県民に約束どおり安く提供したかどうか、この確認を為替銀行にさせることはとてもできません。したがって、やはり沖縄の政府にもたいへん御迷惑なことですけれども、一役買っていただいて御協力をいただきたい、私どもの手の及ばない沖縄の中でございまして、その意味において現在の仕組みしか考え得なかったということでございます。

○戸田菊雄君 大蔵大臣どうでしょう、いまの見解。

○国務大臣(水田三喜男君) 貿易決済の為替差損対策としては、本土のほうでも同じでございますが、税制面その他において政府はできるだけのことを講じたいと、いまいろいろ考えておるところでございますが、為替レートの変更による損益というものは、業界により、また企業によって非常に違いがございまして、これは、そのうちの損失のみを政府が負担するというような不公平な措置もできませんので、私は、いまおっしゃられるような方法の為替差損対策というものは、これは困難であるというふうに考えています。

○戸田菊雄君 この政府の対策要綱の問題点の中で、ドルから円への交換について——これは対策要綱の一次分でございますが、公定交換比率を基準にするということになっておるんです。非常に抽象的なんです。私は、その内容について具体的に伺いたいと思っておりますけれども、一つは、ドル三百六十円レートで交換するというのか、あるいはその通貨調整後の二十日以降三百八円のレートで具体的に交換をするというのか、この辺の交換比率の額の問題についてひとつ質問したい。

もう一つは、この対策要綱の時点の公定交換比率が明らかじゃないですね。一体、時点はいつからやるのかですね。さらに実行するその実施期日、こういうものがいつまでの幅で、具体的に今後処理しようとしているのか、こういう政府の対策の具体的な内容についてお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) 復讐対策第一次要綱を定めました際には、これは当然三百六十円レートでございまして、ただし〇・七五%幅を日本は採用しておりますから、その幅の中の変動の実勢はあり得るというつもりで、そのときは当然三百六十円が前提となつていたわけでありまして、しかしながら、現在はその固定相場が変わりまして、そして、さらにまた変動の上下幅も変わっておりますから、ことばで言えば、復讐の「目前における外国為替の売買相場の動向を勘案

し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換比率」という表現になっておりまして、それを、いまのところ三百六十円のものレートであるという表現をとれない環境になっておると思うわけでありまして。

詳しくは大蔵大臣のほうからお願いたします。

○戸田菊雄君 どちらでいきますか、大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) それは実勢レートでいくというふうに協定になっておりますので、大体、基準レートに二・二五の幅の中で相場の動向を勘案して変更比率を定めるといふふうに規定しておりますので、そのときの実勢によってこれを評価する。たてまえはそういうことになっております。

○戸田菊雄君 時期はどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ復旧日の大体前日というふうな相場が交換の比率になるのではないかと思います。

○戸田菊雄君 さらに、九月三日の閣議決定の際に、沖縄資産の調査を行なうということを言明しているんですね。資産調査の結果、その円切りかえに伴う資産額ですね、これはどのくらいあるのか。そういうものの負担というのは政府がやるのか、日銀がやるのか、これはどういふふうに考えておられますか。

○国務大臣(山中貞則君) 何の調査ですか。

○戸田菊雄君 九月三日の閣議の際に、沖縄県の資産の調査をやりますと、こういうことを言明された。その資産の調査をやった結果についてお知らせを願いたい、これが一つ。

で、その負担をする場合には、政府がやるのか、日銀がやるのかと、こういうことです。

○国務大臣(水田三喜男君) この交付金の支給は、政府の責任でございまして、日銀が差額の補償をするというふうな性質のものではございません。

○国務大臣(山中貞則君) それはちよつと十一億の際じゃなくて、ドルチェックの際じゃないでしようか。ドルチェックのときには、一応、全部

銀行閉鎖をして、そういうチェックをいたしました。しかし、資産といわれますと、私ももととしては通貨並びに通貨性質資産についてチェックをいたしたのでありまして、それについては、最終的には、まだ人別の名寄せをいたしてありますから、最終的な金額の確定はいたしてあります。その対象からは法人を一応除外しておりますので、その意味においては資産といふものの全体の調査をしたということにはならないと思ひます。

○戸田菊雄君 何かわからないということですね。

○国務大臣(山中貞則君) その調査をしておりません。

○戸田菊雄君 いまの水田大蔵大臣の答弁ですと、政府で負担をするということですね。それは外為会計で無理なんじゃないでしょうか、どうでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君) これは旧レートで交換するといふたてまえをとるのではありませんで、沖縄県民の長い労苦に対してお報いするといふ給付金を支給する。その給付金は、いまの通貨交換において一切損をされないような額という意味でございまして、これは給付金でございまして、したがって、この支出は外為関係とか、そういうものとは無関係で、政府の一般会計の支出というところでございまして。

○戸田菊雄君 その政府の別途支出ということになると、給付という名目ですけれども、どこから出てくるんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 政府の一般会計で、沖縄への給付金として来年度の予算に計上してあるところでございまして。

○戸田菊雄君 おおむね、来年度予算というところの程度になっておりましたか。見積もりでけつこうですが、わかりましたか。

○国務大臣(水田三喜男君) 一応、来年度の予算要求は三百五十四億円の概算でしておりましたので、金額が二百三十九億円となっておりますが、今度は三百八十四億円の概算でかりに予算を編成し

ておきますという、二百七十六億円の金になるだろうと思ひます。

○戸田菊雄君 今回のドルショックを初めとして、私は、たいへんな国の差損といふものが出ていふと思ひます。これは日銀の十二月二十日の政策委員会決定の内容を見ますと、おおむね海外資産で五千五百億円見当、円切り上げ前ですから、十二月十八日現在で海外資産総額五兆四千億、それが四兆八千五百億円程度に減つていくわけですね。それから、そのほか外国為替資産の特別会計、これまで含めると、約七千億円の当損をしていふ、こういう決算報告が出ております。それに加えて日銀の納付金一千二百億円見当、四十六年。こういうものも没になつてしまつていくわけですから、結果的にすべて税金でまかなつていくということになります。ですから、いま四十七年度予算で計上した給付金の内容について、これにプラスをされていくわけですから、国としてはたいへんな損害、結果的に国民の税金で全部負担をされていく、こういう結果になりやしないかと思ひますが、その辺の見解はどうですか、大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) それは先般参議院の本院でも申し上げましたように、円の切り上げによつて損する資産もございまして、それによつて一般の円資産そのものは対外的に購買力を増す、切り上げによつて価値を増すことでございまして、この損益といふものは国民経済的にこれは簡単に計算のできないものであると考えます。

また、小さい、国の予算の範囲内における損得といふものを考えましても、たとえばいまのような問題はこれは予定よりも大きい経費の支出になります。したがって、いままで対外的に支出しなければならぬことになつておつたドルで表示されておつた支出金額は、それだけ今度は非常に少なく済むといふようなことで、予算上における金額の差し引きといふものは、円の切り上げによつてこれもまた計算が兩建てになりますので、実際にやってみますといふと、その点の増減はほとんどこれ

は偶然でしようが、ないような結果になるというふうなことで、この損益といふのをそういう立場から論ずることは私はこれはできないだらうと思ひます。

○戸田菊雄君 山中長官に、時間がたつてから要点を答えてください、私も端的に聞きますから。

通貨交換準備はどこまで一体進んでいきますか。それから、ドルと円切りかえはどのように作業が進んでいるか。それから、具体的に切りかえはどうなつていく状況にございましてか。この三点について。

○国務大臣(山中貞則君) これは沖縄側において復旧前に直ちに円に切りかえろという御要求を毎日のように受けております。したがって、検討はいたしております。しかし、私がいまここで言える立場でもございませぬし、(大臣が言えなくてだれが言えるのだ)と呼ぶ者あり)言えると思ひます。大蔵大臣でしよう。しかしながら、私としては沖縄の御要望といふものをどのようにして施政権下の布令第十四号に定められた制限といふものに對して突破できるかについて技術的な検討はいたしております。

○国務大臣(水田三喜男君) 皆さんが安心していただくために、あの当時における最善の策を一応とつてこの方法を確定してあることは事実でございますが、その後いろいろ御要望もございまして、まだ復旧時に時間もございまして、いい方法があるならばということ、いまでも十分これは検討を続けておるところでございまして。これはもう御承知のとおり、非常にむずかしい問題であるといふことはしばしば申しましたが、外交交渉もからむ問題でございまして、したがって、いまそういう問題について研究しておるといふこと以外には申し上げられません。非常にむずかしい問題でございまして。(それじゃだめだよ、わかつた)という範囲だけでも言いなさいよ。だめだ。そういうことをきかめろのが委員会だ」と呼ぶ者あり)

○戸田菊雄君 答弁になっていない。

○国務大臣(山中貞則君) かりに——わかつてほしいのですが、大蔵委員の御質問ですから——かりにやるとしても、やるということをやったからでなく、やるということはおわかりだろうと思うのです、この種のことは、だから、研究をしておるということ以外には言えないということでありま

○戸田菊雄君 総理にお伺いしますけれども、私は非常にアメリカに気がねしているのじゃないかと思うのです、その辺になると。これは八月の三十日、アメリカ大使館にマイヤー大使を訪れて、沖縄の立法院の代表が当面のドル通貨の円切りかえの問題について一つ要請した。もう一つは、同じアメリカの、米施政下にあつて輸入課徴金がかけてあるから、これは不都合じゃないかという撤廃を要求した。その際にマイヤー大使は、復讐前の切りかえは不可能ではない、交換比率補償は日本政府にかかっているとはっきり言っているのです、マイヤー大使が。そういう一連の状況を判断しますと、何かいまのこの交換作業というものはアメリカに気がねして、やっていないのじゃないかというように大蔵大臣の答弁に聞こえるのですけれども、それでは私はきわめて不満です。なぜ一体、こういうときにこそ、潜在主権がある、こういふ首相も言ってきたのですから、潜在主権を発揮して、そうして沖縄県民が困っている、こういう救済に対して具体的に旺盛に私は救済の手続、作業、具体的な補償、こういうものをやっていくべきだと思ふのです。それをなぜ一体やらないのですか、この内容について。

○国務大臣(福田赳夫君) 決してアメリカに遠慮しているわけじゃありません。いまやりとりがありまして、まだ実体的な準備が整わないう、こういうことでございます。実体的な準備が整いますれば私がアメリカ政府と話し合いをいたします。しかし、実体的準備が、先ほど来やりとりがありますように、非常にいろいろな複雑な問題があるわけでありまして、つまり、資産の問題、

また通商の問題、また給与体系というよりなむずかしい問題、それらの問題もあつたので、その簡単にまだ結論が出かねておるといふのが、実態じゃあるまいか、そういうふうに思ふます。そういう準備が整いますれば、これはどういふ反響がアメリカ政府としてあります、施政権者でありますから。しかし、私は、熱意をもつて話し合ひ、私は沖縄県民の心情はよく心得ておるつもりでございます。

○戸田菊雄君 外務大臣の今後の努力の方向については了承いたしますけれども、さしたつて沖縄は非常に経済上困つておる、そういうものに対する交換の具体的な作業というものは早期に私は進めたいかなければいけないだろう、こういうふうに考えるのですけれども、大蔵大臣の答弁によりますと非常にむずかしい問題である、いま言明のさたではないという答弁なんです、それで私は不満なんです。

それからもう一つ、山中長官もたいへん意味あつた答弁をやつたわけなんですけれども、私はやっぱりいま潜在主権等の問題、若干話したのですけれども、これはやっぱり旺盛にそういうものに対応策を対策庁としては当然とていくべきじゃないか、こういうふうに考えるのですけれども、そういう点についてひとつ具体的に説明してください。でないと、私はいまの答弁についてはどうしても了承しかねます。

それから、もう一つは、この資料要求ですが、これは公報に出たやつですね。これは九月三日以降の資産調査の対象事項の、私が要求した資料じゃないのです。いまちょっと見ましたが、このものは前もって公報で明らかなんですからわかるのです。私の言っているのはそうではなくて、たとえば変動相場制を二十八日以降やつた、そういう〇・七五なら〇・七五のワイド・バンドのその幅によって受けた損害、そういうものに對する一体貿易収支の関係でどの程度の損害があるのか、あるいはまた資産の評価によってどのくらいの損害があるのか、あるいは留学生についてどう

なのか、こういうものを詳細出してくれということであつて、これは今後も具体的に解決策には乗り出していかなくちゃならないわけですから、そういう重要な内容を含んでいるわけですから、そういう意味合いで私は要請をしているのであつて、こういうふうな公報掲載の資料まる写しのやつは私は見ています。そういう意味合いにおいて、この点について再度また山中長官と大蔵大臣の答弁を要請いたします。

○国務大臣(山中貞則君) これはどういふ計算をしたものを出すべきかについて、やはり御相談を願つてから資料をつくらないと、琉球政府の側においては、学者の発表とかいろいろありますけれども、それはまた私どもの見方と少し見解の違ひ計算もしておられますので、その前提を一致させた計算方式ならばできると思ひます。さらに前からの質問としての、私の、担当大臣が言明しないのはけしからぬという話でありますけれども、これは外務大臣がいま具体的な根拠が済んだら自分も熱意を込めてやるとおっしゃつていただいておりますから、その方向でやれるような検討をいたしておるわけでありまして、しかし、具体的な問題としてきわめて困難な多くの問題を、その障害を——時間を短くしろということでありまして、それから述べませんが、それを一つ一つ解決できる道を全部検討を終えてからでないとむずかしい。しかも瞬間的にイエスをとらなければ、投機ドルの問題にぶつかるといふことが問題であります。

○国務大臣(水田三喜男君) もう御要望は十分わかつておりますので、引き続きこれは研究させていただきます。

○戸田菊雄君 委員長はほりにも要請をしておきますが、ただいまの資料提出、それから私から要請した山中長官に対する調査内容ですね、こういったものを、あとで理事と協議の上、善処していただくかと思ふのです。

時間です、これで終わります。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○委員長(長谷川仁君) 小平芳平君。

○小平芳平君 私は、沖縄県民の一番身近な問題として、環境汚染あるいは社会保険等の問題について若干の質問をいたしたいと思ひます。

最初に、沖縄でペンタクロロフェノール——PCPですが、この問題についてお尋ねをいたします。PCPは、わが国では農薬として使われているのであつて、農薬としてならわが国でも珍しいわけではありませんが、アメリカ軍が大量にPCPを沖縄へ持ち込んだ、そして沖縄の沖ブライ商事に払い下げた。沖ブライ商事は住民に数多くの迷惑をかけたが、具体的にその点については指摘いたしますが、これを処分していった。この点につきまして、初めに政府から米軍が沖ブライ商事にPCPを払い下げるにあつて、琉球政府は立ち会つたのかどうか、あるいはその払い下げを受けた沖ブライ商事は政府に対してどのような通知をし、報告をしていたのか、これらの点について、そしてまたそれだけの分量を実際に沖ブライ商事が払い下げを受けたのか、そのような点について御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(山中貞則君) まず初めの問題は、その会社は琉球政府に届け出もあるいは相談もしないで払い下げを受けておりますし、琉球政府も南部四力町村の一部事務組合の水道の給水車が異状を訴え始めて、初めて調査した結果、上流の精糖工場のパカス捨て場にそれが置いてあるために、水道にしみ通つていったものであることを突きとめて、初めて琉球政府として動き始めたというふうな経過のようでございます。その数量については沖ブライ商事株式会社が約百トン、これはPCPの油剤として払い下げを受けておるようでございます。

○小平芳平君 その百トンというのは、私の手元にある資料によりますと、五ガロン入りドラムから四万一千六百二十三本、ガロンにして二十万

八千百十五ガロン、これと一致いたしますか。

○国務大臣(山中貞則君) 琉球政府はそこまで詳しく報告をしてきていませんが、連絡と言ったほうがよろしいかもしれません、確かに私も新聞紙上等において確認したところは、ただいま言われたような形状のものとして、ほぼその数量であると思います。

○小平芳平君 そこで、法務省にお尋ねいたしますが、わが国の毒物及び劇物取締法によりまして、そういうようなPCPは劇物に指定されておりますが、そうした劇物を輸入という名目で大量にそうした民間会社が持っていること、そのこと自体についてはいかがでしょうか、法律的には。とともに、また沖縄の法律にはどのようになりますか。

○国務大臣(斎藤野郎君) 沖縄におきましては本土と同様、毒物及び劇物取締法に違反をいたしております。したがって、この沖プライ商事はたまたま検査をされ、そして起訴をされているという現状でございます。

○小平芳平君 次に、最初の段階で毒物及び劇物取締法に違反したということ、それから次にこの津嘉山というところに野積みをしておりまして、七〇年六月に穴を掘って埋めた、それが国場川を汚染して、たちまち大量の魚が死んだということ、これは法律の何に違反いたしますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 国内でありましたら、廃棄で、その廃棄の規定に違反すれば、やはり犯罪として成立するわけでありまして。沖縄の場合については、軍には適用ないんですが、民間の場合にはおそらく適用があるんじゃないかと思えます。

○小平芳平君 そういたしますと、廃棄物によって環境が汚染されて魚が死んだ、この場合は刑法に反するわけでしょうか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 魚に対する危害ということになりまして、刑法じゃないと思えます。

○小平芳平君 それでは魚が死ねばこれは公害罪

も関係するでしょう。廃棄物処理法も関係するわけでしょう。その辺はちょっと時間がたちますので、次に、七一年五月には北谷村というところの埋め立て地に埋めてしまった。これはドラムかん百本埋めたけれども、このときはわからなかった。次に、同じく七一年五月十九日、具志頭村仲座の第一精糖のバカス捨て場に投棄した。これが総務長官が指摘された点であります。法務大臣、このときは第一精糖のバカスに捨てたところが、三日後にはたちまち小学校の子供が数人、はき気がして、下痢を訴えた、そして三万人の水源地が汚染されて、三万人の人が飲み水がなくなってしまうというところで、単なるひでの水ききんとは別に、こうしたPCPを捨てたがゆえに三万人の水源地が断たれた。こういう大事故が起きておりますが、これは法務大臣、何法違反になりますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) それによって人間が危害を受けたというところ、毒物及び劇物取締法の罰則の適用を受けるわけでございます。さらにまた、保管者が必要な注意を怠ったということになりますと、おそらく業務上の過失致死罪が成立するんじゃないかと思えます。

○小平芳平君 まだ法律的にはいろいろ疑問がありますが、私も専門家ではありませんので、そういうような被害が起きたということ。そこで、先ほど山中長官のおっしゃったような経過で琉球政府が察知した。それからまた悪い。それからというものはどこかでこれは燃やす以外にないということになって、牧港発電所で燃やした。いつの間にかそこそこの燃やした燃やしたわけですが、五日でもってこれは燃やし終えた、このようなことを談話で発表しておりますが、実は計算したらどう計算しても五日では燃やし切れるものじゃないと、こういふふうに言われております。しかも完全燃焼すれば、千度で完全燃焼すれば塩素ガスが出るだけで、だいたいふんだんと、こ

ろいふふんだんを説明しておるようですが、専門家に言わせると、千度で燃焼といっても初めから千度になっていない、炉の中は。しかも、その炉

の中のどの部分では千度なのか。あるいは初めのうちは黒い煙がもうもると出る。これこそPCPの毒性そのものを持つたものが大気へ吹き出しているのじゃないか、このように言われま

す。そうした数々の疑惑を残してこのPCPの燃焼が終わったらしい、いまは現物がいないところを見ると。そういうような点についてどのように報告を受けられていらっしゃるか、また御見解をお尋ねしたい。

○国務大臣(山中貞則君) まあ一番困った水道の受給者については、水道公社と協議をして、そして給水をし、また永続的にはパイプを、これは一部事務組合の水道でありますから、公社のパイプに接続するような作業を開始したという報告は聞いておりますが、そのあとの牧港発電所の炉で燃やしたという話は私実は報告を受けておりませんので、いまおっしゃるようなことがありましたら、やはり大気中にそれが拡散したという可能性はあるのではないかと心配をいたしております。

○小平芳平君 大気中に拡散したとしますと、PCPの毒性は奇形児が生まれる——黒い子供が生まれるとか、奇形児が生まれたとか、あるいはいろいろな肝臓障害その他、こうした毒性のあるものを大気中に拡散したとなると、この地域住民にとつては今後もなおかつ長期にわたる大問題であります。そういう点について地元のあるお医者さんが、この地域の方々に、あの発電所で変なものを燃やしたから、奇形児が生まれるかもしれないから健康診断をしましょうなんて、とてもかわいそうで言えないと、このようにおっしゃっているのが実情なんです。そういう点、政府としてどのように今後取り組まれますか。

○国務大臣(山中貞則君) いま御指摘になりました事実は、お医者さん等の話も入っておりますから、私のほうで琉球政府にもう少しそれについての実情を連絡していただくようにして、それから対策を環境庁と相談いたします。

○小平芳平君 そこで私がこの問題で一番問題だと思えますのは、安保体制下で米軍は日本の国内へ何でも持ち込めるのかどうかということなんです。これは防衛庁長官がお答えくださるか、どなたがお答えくださるか。米軍は一体何のためにこのような大量の除草剤に使われているPCPを沖縄へ持ち込んだのか。これが一つ。それから安保体制下においては日本のごとくでもいろいろものを持ち込むことができるのかどうか。それができるならば、いまずと述べられたような重大事故が次から次へ発生する可能性が沖縄にも本土にも残されているということになるのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘のPCPは、そういう人体に障害を与えることは私どももよく承知をいたしておりますが、これは毒ガスとか、そういうものではない、要するに医学的に説明しましたら、防癌剤であったり、防錆剤——さびどめであったり、防虫、それからいま御指摘の除草剤、そして、米軍もこれはやはり主として除草に使ったというふうにわれわれのほうでは承知をいたしております。

○小平芳平君 この草を取りに使ったんですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 主としてやはり基地内、御承知のとおり、弾薬庫等がありますから、草が、亜熱帯地方で、おい茂りますと、したがって火の用心も悪いというふうなことで、除草剤として多量に用いたというふうに承知しております。

○小平芳平君 それは長官、除草剤に使ったものが害が発生したわけじゃないのです。除草剤に使う前の段階で、先ほどの百トンですが、百トンのPCPを何で余って民間へ渡したんですか。除草剤ならなお必要でしょう。必要じゃないですか、いま今日現在。

○国務大臣(江崎真澄君) 私どもに関係した場面ではそういう説明に聞いておるわけですが、なお他にもちろん使ったことだろうと思えます。たと

えは木材等の防腐用にも使ったということも聞いております。

○小平芳平君 それは、防衛庁長官はどこから説明を受けたんですか。

○国務大臣(大石武一君) これはどうも詳しいことはアメリカの方針でございまして、それからわが国が、これは油料として輸入されて持ち込まれたようにございまして、それが木材の防腐等に使用されたらしいというのが大体の見当でございまして、それが余ったものの処理がこのような問題を引き起こしたのだと考えております。

○小平芳平君 国民の迷惑がひど過ぎませんか、環境庁長官。今後復讐する沖繩においても、あるいは日本本土においても、そういうことが米軍の御都合です。で、防衛庁長官は、お聞きしたところによればと言いが、説明を聞いてないじゃないですか、何も。そうでしょう。そういう出まかせじゃ困るじゃないですか。ですから、私が先ほど質問した点は、なぜこんな大量の、しかも住民に被害を与えるという劇物毒物を持ち込んだのか、将来とも持ち込むのか。それも除草や防腐剤に使う、その除草や防腐剤に使う範囲ならともかく、百トンも現に余っている。それほど、じゃ基地が縮小されましたか。それを何もしない民間に渡して、民間企業も迷惑な話だ。それを受け取ったはいけれども、かんが腐って流れ出す、被害が発生する、そんなことが今後日本の基地のどこでも行なわれる可能性があるんですか、ないんですか。

○国務大臣(江崎真澄君) そういう不注意は、これはきわめて困ることありますから、絶対あつちやありませんし、よくこちら側としては安保条約に基づいて、そういうことはやはり注意を喚起するなり十分善処をしてもらうように、今後注意をしていきたいと思っております。

○小平芳平君 じゃ、総理、そういうわけですが、外務大臣おられますが、こうした安保条約があるから、安保体制下だからといって、総理がよくそう言われますけれども、こういうこと

は困るじゃないですか、こういうことは。それは核兵器はもちろんですし、毒ガスも困りますが、現にPCPの場合は、沖繩で、もうこれから、はかり知れない被害、あとどれだけ被害が発生するか見当もつかないようなことを巻き起こしているわけですね。将来これに対する沖繩県民はもとより、日本の国全体としてのあり方についてお尋ねしたい。(枯れ葉作戦用としてベトナムで使っておるのだよ、ベトナムで)と呼ぶ者あり)

○国務大臣(佐藤榮作君) どうもわからないというか、民間に払い下げた、軍自身が使いこなせるというものでない、だから民間に払い下げた、民間でも処分しようがないから焼いたとか、あるいは埋めたとか、こういうことですね。いわゆる役立つのなら、もっとその効用に使えるはずなんです。その効用に使うものより以上のものが輸入された、そういうところに問題があると思えます。しかも、それが私はただいまのように不測の事態と言っているのだと思うんですが、上水道の汚染を来たとか、また大気を汚染する、そういうような予測しないような事態まで起こした。しかも、これがただいまのものじゃないのです。どのくらいの金目のものか知りませんが、そういうものをわざわざ持つてきて、そうして沖繩でよいものだったからといって民間に払い下げた、そうして民間でもその用途に困ったのだというやうな処置をした、こういうことはもうこれからあつてはならないことだと私は思います。

〔委員長退席、沖繩及び北方問題に関する特別委員会理事岡本幸弘君着席〕

私は米軍がどういうような処置をするかは別として、ただいまのようなよいものを持つてきて、そうして問題を起こしてもらつちや困りますね。こういうことは十分注意を喚起するだけでは、基本的なあり方として、やはり同盟国ならなく、同盟国らしく、不信を買わないように米軍自身もつとめるのが当然だと私は思います。こういうことが平素から日米間においても事前協議、あ

るいはまたそれぞれの臨時協議が行なわれておりますから、そういう際にもつと連絡が緊密にあつてしるべきだと、かように思います。

ただいまの問題は、施政権下にある沖繩で起きたことではございまして、しかし同時に、さうなことが本土内で起きて困りますから、施政権が日本に返ってきた後は、ただいまのような状態は解消される。私はもちろん平素、常時連絡を緊密にすることに、かような事態はなくなるかと、かように確信いたしておりますが、また、それをなくさなければいかぬ、かように思っております。そういう意味で、この問題は返還後、また本土における米軍基地のあり方等について、われわれの注意を受けたと、かように私は思っています。これは他山の石として、十分効果をあげるように、これからは、何のための平素の協議だとか、かように言いたいと思っております。

○小平芳平君 総理、それは最低限のお話で、なぜ米軍が沖繩に要りもしないものを大量に持ち込んだか。これは防衛庁長官が、聞くところによると言つて、でたらめなことを言つただけで、そんなことじゃないとか思えないじゃないですか、そんな除草剤だ、あるいは木材の防腐剤だという程度なら、そんなに余るものをわざわざ海を渡つて沖繩まで何のために持つてくるかです。そういうことは、われわれが被害が発生をしてからわかつたというやうなことになるわけですね、いつも。ですから、もっと平素の協議は何のためか、総理、そうおっしゃるだけじゃなくて、核兵器はもとより、そうした事前協議のいろいろなあれがありますが、こうした大量の毒物、劇物が余つて困つたからどうするか、まあ除草剤を持ち込むぐらゐは協議の対象じゃないでしようけれども、こういうやうに具体的に上水道、三万人が水を飲めなくなるとか、これからはかりしれない被害が発生する、その研究すらまだわかつていないとか、そういう場合は当然協議すべきであるということを総理としてはつきり打ち出していただきたいと思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま小平君の御指摘になりましたやうな、いわゆる原子力兵器、これはもうもちろんつくらず、持たず、持ち込みも許さない、かように申しておりますが、同時に毒ガス並びにこれに類似する劇物等の使用も国内ではそんなものは厳禁しておるはずでございますから、そういう点についての誤解を生ずるやうな行為があつてはならないと、かように私は思います。

したがって、そういうことはおそろしくなるだろうと思ひますが、まあ先ほど不規則発言ではありますが、「枯葉用だ」とか、「枯葉作戦用だ」とか、かようなやうな声もいたしておりますが、しかし、いずれにしても、米軍自身が使いこなせないものを民間に払い下げた、民間でも使用できなくてそういうものが焼かれ、あるいは地下に埋設されて廃棄処分を受けた、私はこれはいくらアメリカが金があるといつても、そんなむだな使い方はしないだろうと思ひます。私は基本的な問題が間違つておると、かようなことが次々に起こるだろうと、かように思ひますので、先ほど申したのとはことばが足りませんが、そういう意味で平素の協議ということが密接に行なわれる、そういうことによりましてお互いにやはりつとめるものがあるはずなんです。そういうことが守られないとお互いに信用してこそ初めて同盟条約というものは有効だ、不信を買うやうな行為があつたらこれはもう存続の意義がなくなりますから、そういう点においては忌憚のない意見を当方からも言うが、これに対する応答も十分納得のいくやうにしてもらわなければならぬと、私はかように思ひます。ただいま小平君のお尋ねもそういう意味においてたいへん建設的な御意見だと思つてお礼を申し上げますが、もっとわれわれがこの米軍と取り組む態度がどうも国民から見まして日本は弱いじゃないかと、かような点を御指摘だらうと思ひますので、そういう点については一そうわれわれも当然要求すべきことは要求する、また納得すればその範囲において私どももしんぼうすべきものはしんぼういたしますけれども、しかし、いまのよ

うな点はこの点から考えましても理解に苦しむものでございます。

○小平芳平君 したがって、総理がいまの御答弁の冒頭に述べられた毒ガス、それからこれに類するような毒物劇物については当然協議すべきであるというふうにアメリカに要求しますということではどうでしょうか。

○国務大臣(佐藤栄作君) そのとおりであります。

○小平芳平君 次に、PCPの毒性その他についてはまだたくさん問題点がございますが、時間の都合で、次に私は今度はPCBのほうについていたします。

このPCBのほうは環境庁長官に対して公明党として申し入れを行ないましたが、富士市の産業廃棄物の中から、私たちが愛媛大学の立川助教授に依頼して分析をいたしましたところ、四千七百PPMというPCBが検出をされました。そこで環境庁に対して、これはたいへん問題である、PCBは地球全体に蓄積をする、生物、魚や鳥に濃縮して人間に蓄積をする、地球上にたまる一方である、しかも化学薬品による分解もないし、熱による分解もできない、生物の体内からも排泄をしない、こういうような点について——沖繩についてお聞きいたしますから、総務長官、これらの点について、私たちはまず富士市の産業廃棄物、特に中小企業、古い紙を使つており紙などを再生している、こうした工場からは四千七百PPMというようなPCBが検出をされた。この産業廃棄物はそのまま海へ流れて地球自体を汚染しているという事実がございます。したがって、沖繩におきましても同じことが言えるのではないかと、やはり古い紙を使つての製紙工場が現在でも六工場あるように私は聞いておりますが、まだあるかもしれないませんが、そういう点についてどのように把握をしていらっしゃるか。

○国務大臣(山中貞則君) 沖繩の古紙による原料としての製紙は非常に小規模な細企業でございますが、本土においての大企業、あるいはまた、集団

的ではあります。一応近代的な操業を続けておる他の規模の工場に比べて、それらの問題点については意識的にも現実に非常に対策がなされておるようには私としては見ておりません。いまのところ琉球政府のほうと相談をする以外に手はありませんが、そのような汚染の開始される、あるいはすでに検査をすれば汚染は当然起こつておると思ひますけれども。

〔委員長代理 鈴木正弘君退席、委員長着席〕

それらの問題についてやはり今後融資その他の面で、零細企業でございますから、それが立ち行くような公害防止施設のめんどろう見であげなければならぬというふうに考へておるわけでございます。

○小平芳平君 この沖繩においての環境汚染調査です。これは環境庁長官にはこの前、全国のPCB——ポリ塩化ビフェニールによる環境汚染調査を申し入れたましたが、環境庁長官から沖繩も含めての御意見を承りたい。

○国務大臣(大石武一君) 先日、公明党の方々、小平公党対策本部長にお出でいただきまして、PCBに対するいろいろな御注意を賜りましたこと、まことに恐縮でございます。われわれもそれはごもっともでございますので、それをできるだけ早く調査検討いたしましてその対策を立てるべく決意をいたしております。

このPCBは、御承知のように、いま残念ながらこの本体がほとんどわかつておりません。汚染の実態、汚染の経路並びに測定の方法方法までまだ確立いたしておりませんので、はなはだ心もとない話でございますが、いまのところ、ほとんど手が着いておらないような現状でございます。幸いにPCBの分析の方法について大体確立の方向に進んでまいりまして、いま厚生省が中心となつて努力しておりますが、おそらく年度内にはその分析の方法が確立、確定いたすことになる段階に

十分早く手配をいたしまして、これにつきましてはできるだけ早い機会に環境基準を決定いたしまして対策を立ててまいりたいと考えておる次第でございます。

しかし何にせよ、いま申しましたようにPCBそのものが実態がわからないにせよ、相当の毒性があることは確かでございます。あのカネミ油症のカネミ事件の問題につきましても、人体に影響のあることは確かでございます。何としてでもできるだけこれをいまむちゃくちゃな使い方をしていらないようにすることが大事でございます。そういう意味で、ことに通産省がいま一生懸命に努力をいたしまして、たとえば電気器具とか、熱媒体に使うようないわゆる閉鎖系のPCBにつきましても、その廃液をこれはよそへ出さないでその生産者に十分にこれを処理させるように、専焼炉で焼却して分解させるような指導をいたしてありますし、また塗料とか、その他に使いますような、いわゆる開放系のPCBにつきましても、できるだけこれを使わないようにというのを指導いたしておるわけでございますが、さらに今月の十六日には、通産省がいま日本ではメーカーが二つだけでございますけれども、そのメーカーに対して、自主的な厳重な規制をするように申し入れがございまして、そのようなことで、そのような方向でございまして、そのようなことで、汚染が広がるだけよそに散らばらないように、これをさらに早く分析方法を確立いたしまして、できるだけきびしい基準をきめまして、その汚染の防止をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○小平芳平君 環境庁長官、沖繩のことを私は申し上げておるのであつて、沖繩のきわめて零細なメーカーというふうな言われましたが、零細なメーカーが、富士のちり紙製造の経過から説明いたしましたように、そこに問題があるという点、その辺の調査をお願いしたいということがこれでございます。

それから次に、結局私は、総理にごみ戦争というところについての、特に住民がごみ焼却場を設置

するといつても反対をするという、こういう点についての総理のお考えをお伺いしたいわけなんです。それが、それにはまずごみ焼却場をつくりまして、結局いま私が指摘しているところのPCBによる汚染も、これは製紙会社のスラッジ、製紙会社から出てくるような廃棄物、この処理のしようがないんです。現実問題、将来、高温度の灰をつくつて焼く以外にないやないかといわれているのです。というところは、沖繩においても全く同じことが言われると思ひます。しかし、高温度の灰をつくつて、その製紙会社のスラッジを焼却しようとしても、毒物がそのまま出たのは全く付近住民が迷惑する、付近住民が反対するの

も当然というふうな結果になります。したがつて、このごみ戦争について総理は基本的にどのようなお考えを持つていらっしゃるか。私は政府のごみ処理、ごみ焼却施設に対する補助にも問題があると思ひます。といひますのは、ごみ処理施設の中から粉じんが出てくるわけですが、この粉じんを分析しましたところ、これは川崎で分析をしたものですが、その粉じんからはカドミウム、亜鉛、鉛、銅、こういうものがばい煙の中から出てくるわけなんです。そういうふうなことで、焼却施設をつくるというわけだと、その反対運動が起きるのも無理ないというものが現状じゃないでしようか。

○国務大臣(大石武一君) このいわゆる浮遊粉じんがいろいろと大気汚染の一つの大きな原因であることは確かでございます。そういうことで、われわれは大気汚染をさせないよう排出基準なり、環境基準をきびしくいたしたいと考えておる次第でございますが、御承知のように、今月の二十二日に閣議におきまして、浮遊粒子物質の処理につきましても政令をきめました。それで十ミクロン以下の浮遊粒子物質につきましても、これを全部押さえるように、そのような集じん機をつけることを企業に義務づけることにいたしましたわけでございます。ただし、この場合にも大きな問題でござい

ざいまして、金属その他の種類につきましてはただ規制はいたしておりませんが、とりあえず、それだけでも一応の効果はあると思います。さらに、いろいろな臭気その他の物質につきましても、これを規制し得るように努力してまいりたいと考えています。

○小平芳平君　そこで問題なのは、企業に対する浮遊粉じんの規制はいたしますと言いますが、それが市町村のやっているごみ焼却場から重金属の粉じんが出ている。そこに私は問題がある。したがって、政府の補助率、補助率についても問題があると言っているわけですが、総理からはひとつ最後に包括的に答えていただくとして、厚生大臣、いかがですか。

○国務大臣(斎藤隆夫)　ただいま環境庁長官が答えていたように、環境庁長官の、環境庁で定められたそういった大気汚染の規制は、これは市町村で行ないます。焼却場からの煙にも事実上適用するようにいたさなければならぬと考えております。

また、先ほど仰せになりましたように、高温処理を要する事態がますます高まってまいります。したがって、焼却炉の改善もいたしてまいらなければなりません。現にもういたしつつあるわけですが、これは費用もたくさんかかりますので、したがって、補助金も増額をいたしたい、補助率も今後上げるように努力をしてまいりたいと、かように考えております。

○小平芳平君　総理、いま厚生大臣、環境庁長官がお答えのようだと、まことにごみ戦争が起きるわけなのですが、現実には起きているというのはいくらいうわけでしょうか。

○国務大臣(佐藤栄作)　このごみ戦争、まことに私にいたへんかと思えます。美濃部都知事も、他のことはよくいって、これはなかなかうまくいかない。これは科学的にいわれる焼却炉の設備、設置、また能力等もよほど変わってきて、これは科学的に克服できると思いますか、りっぱな炉ができる。いま言われる浮遊粉じんの問題に

たしまして、重金属だろが何だろが、とにかく収集装置、集じん装置、これはりっぱなものができると私は思います。しかし問題は、この地域住民の理解を得ること。これはまあ地域住民から見ると全体のために自分たちだけが犠牲になるのか、こういうことがどうしても割り切れないのが一つ、もう一つは、やはりごみを集めるという、集めてそこで運ぶという、これはまたたいへんな問題だと思えます。したがって、今はできても、地域住民の納得、協力を得ること、またそこで持つてくるごみの集め方、ここに問題があるのではないだろうか、かように思っております。私は、こういう事柄について、やはり公共の施設でありますから、いま言われるような国家補助が不足だと、こういうこともそれは一つでございまして、もう少し積極的にこういう問題についての地域住民の理解を得ないと、これはできないことじゃないかと思えます。私は、今日これが取り上げられ、しかも過去のようなどじやないのですから、ただいまのごみというものはたいへんな、工場からも出てくるごみ、また家庭においてもたまたまこわせないようなごみ、焼けないような、焼却もできないようなごみ、そういうものが次々にいわゆるごみとして廃棄される、そういうものの処理が在来のような形ではこれはできない。そのもとをなすものは、ただいま申し上げる三点が私は問題だらう。りっぱな焼却炉をつくること、それは科学的に可能だと、かように思います。それからもう一つは、それを集めることの集め方ですね、これがまた一つの問題だ。臭気を発散する、あるいは交通的にごみを運ぶトラックが一方所にはかり集まって、これはたいへんな問題だ。さらにまた、その焼却炉を設置するその地域だけは一体どうなるのか。そういうことを考えると、地域住民の理解を得なければならぬ。むずかしい問題ですが、適当な場所を見つけて、そういうものを処理する所を考える以外には方法はないと思います。

○小平芳平君　まあ総理のお答えは、常識的にこ

うなればいいということですが、実際問題、私がいまここで指摘しますように、厚生省が、それではごみ焼却場から重金属が現に出てくるという事実、それはごみ焼却場にも非常に精度のいいのとそれから相当古いとあるわけですから、そういう点、ただ浮遊粉じんの環境基準はきめた、だからそれに沿ってやっていくんだというだけじゃなしに、もう一つ進んだ、総理がいま言われたそうしたことを実現する意味においても力を入れていかなくちゃならないと思います。

で、私はもう時間がありませんので、最後に沖縄が企業を誘致いたしました、そして多くの企業が免許を受けた。そうして公害のない、公害がないといいますが、要するに、日本のいまの本土ではもう各地に公害が発生して、これならばだいたいもう各地に公害が発生して、鹿島とか、その他の新しい工業地帯に行くと見てもやはりもうすでに公害が発生している。そういう意味で特に沖縄にはアルミ工場、あるいは石油産業、あるいは公害企業が相当目をつけておられるような面もあるようにですが、こういうような点についてひとつ本土の二の舞いをしないような姿勢を要請し、また御意見を承って終わりたいと思います。

○国務大臣(山中貞則)　沖縄においては、御承知のとおり島でございますので、絶えず季節風その他の風がございまして。したがって、大気汚染はよほど周辺部門の降下粉じん等でない限りは本土よりも処理しやすいと思えますが、しかし問題は、本土よりも美しい海というものが、公害型企業の臨海進出によってすでにその憂慮すべき状態があらわれつつございまして。その点は非常に心配をいたしておりますが、現在でも琉球と相談をいたしておりますが、復帰後の本土法のきびしい規制というものが、すでに進出を終えて合法的に操業している企業であっても、なおかつその規制のもとに従って沖縄の海を汚染しないように努力をするつもりでございまして。

○委員長(長谷川仁君)　竹田現照君。

○竹田現照君　私は沖縄の経済、民生の安定の問題についてお尋ねをいたしたいと思えます。

最初に、沖縄の本土復帰がほんとうの意味で本土との一体化、これは沖縄の経済が自立でき得ることによって初めて言えることである。私が指摘するまでもなく、沖縄の経済は極端にまで基地経済に依存しております。それが復帰によって基地が減少すれば当然沖縄経済が成り立たなくなってくる。この点が沖縄県民が本土復帰を期待すると同時に、一方、不安を持っている点でないかと思えます。そこで、政府は沖縄経済を新全総の中でどのように位置づけ、どのような沖縄振興計画を樹立して沖縄経済を自立させるお考えか、まず総理にお伺いをいたします。

○国務大臣(佐藤栄作)　全国総合開発計画、これはもうすでに始まっておりますが、その現在までのところでは本土においてもこれについて見直していかなければならない点があります。それとは別に今度は沖縄、これが本土に復帰されると、そうすると、やはり地域的に見まして長い列島でありますから、これを新全総の一つの範囲、その区域に取り上げて、そうして全体としての調和をはかっていくと、こういうことにならなければならぬ。かように考えております。まあその場合に新しい区域というだけでなく、この開発計画がいままでなめておるにがい経験、そういうものをこの海洋の美しい沖縄にいかにかれを取り入れて、そうして産業開発ができるか、そういうことをいませつかく検討中でございます。

また、沖縄自身の新しい知事ができまして、その知事の具申によって開発計画を進めてまいりつてもございまして、それがいましばらく時期的におくれていると、こういう状況であります。しかし、もちろん来年度から、復帰直後から全体の総合計画を進めてまいりつてもございまして、それが第一、初年度がうまく地域的な開発計画と地域住民の意向とはたして総合できるかどうか、そこらに問題があるかと思っておりますから十分注意するつもりでございまして。

○竹田現照君 現在の沖縄の主たる産業は、砂糖とパイナップル、これらも政府の手厚い保護のもとで成り立っているのが現状で、これらも、この現状を脱却して沖縄県民の所得を向上させるためには、どうしても第二次産業を立地させる必要がある。しかし、この沖縄の工業立地条件というものは決して恵まれていたとは言えない。工業用水にしても飲料用水にしても欠く現状です。また電力料金等も本土に比べて割高となつてゐる。こういう状態の中で沖縄振興開発特別措置法案に盛り込まれた特別措置程度では、どの業種も沖縄に進出をするというところについてちやうちよをしてゐるのが現状でありますけれども、総理は、沖縄経済が完全に自立でき得るのは大抵いつと考へておられるのか、お尋ねしたい。

○国務大臣(山中貞則君) 私から一応、今回の振興開発計画は、一応十年といたしておりますので、国が補助負担等の特例等を他に例のない姿勢をもつて臨む、さらに、その振舞つてとしての振興開発金融公庫融資についても同じく利子返済条件その他について最も重点的な施行をしながら裏づけをいたしていくわけでありまして、したがって、一応は十年後においていよいよ本土との格差とよく言われております基礎的な条件の改善を終わりたい。なかなか教育とか社会福祉とか、そういう施設等については五年間で終わりたい。基礎条件を整備したいと考へておりますが、十年後において一応沖縄が本土政府の――まあ残るとは思ひますけれども、いまだのような特別な援助を受けなくともやっていけるような財政、税制上の県になれるような素地をつくりたいと考へます。そのためには、いま言われましたように、沖縄の産業構造というものが、三次産業が七三のウェイトがありましたが、ここの最近の調査では七四まで逆に上がつております。これはまあ基地の縮小等もあるにもかかわらず上がつてゐるというところは、やはり今後も沖縄においては三次産業形態というものがやはり無視できない、あるいはそれが基地依存に密着してゐるとすれば、そ

れを平和産業に変えていかなければならぬ、こういうことを示してゐると思ひます。さらに、また、沖縄の経済成長の伸びには本土政府の援助並びに民間設備投資というものが二次産業を中心に大きなウェイトを占めておりますが、復帰後は、これも先ほど申しました政府の直接、間接援助に負うところが大きくなければ、おそらく沖縄には出て行かないだろう。ドルショックで川崎重工が造船所の計画をやめましたし、一応中止いたしました。したが、アルミ等についても、いま金利等の条件で私どもは五割の金利ということ考へておりますが、もし沖縄が復帰前であつたならば、輪銀の四割の金利が適用になつたはずであるというやうな意見等もございまして、これらは予算編成の段階で最終的に通産省と大蔵とよく相談をして、やはり企業というものが沖縄においては二次産業の形態というものが大きいウェイトを占めないうと、どうしても産業構造の順調な変革ができていけないという点はおつしやると考へてゐると思ひます。

○竹田現照君 端的にお尋ねいたしますが、沖縄のたのびは県民所得、これは本土の鹿児島県と匹敵して、四十六位中、同点最下位だ、こういうことになつてゐますけれども、これが今度の通貨調整で復帰の時点では一四、五割さらに下がるのではないかと、そういうことが言われてゐるのです。そういう状態の中で、この県民所得一つをとつても、本土府県の何といひますか、民力といひますか、いろいろな経済力その他を含めてどの程度のランクにまで引き上げをはかろうと考へておられるのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(山中貞則君) 振興開発法の第一条で、実は本土各県との格差の是正という意味の表現在当初原案にございまして、しかし、私としては、沖縄といふものを格差の是正と言へば、よく類似県といつて人口とか、面積とか、その他の規模で数県あげておられますけれども、そういうところに沖縄をすることだけで、私たちはそれでいいのだらうかという疑問を持ちまして、私はやはり

そうではない。沖縄はむしろ、先ほど総理が答へられたように、なぜ新全総の一ブロックにするのか、格差是正であつたら私は九州ブロックの沖縄県でもいいと思ふのでありますけれども、そうではない。沖縄が日本列島に持つてゐる大きな付加価値といふものを積極的に掘り起こして、そして、沖縄の持つ有利性を沖縄がすぐれた条件として今後設計をして、新全総の中で特別のブロックの位置を与えて、その設計をして、それに従つて政府が直接、間接の援助をしていくならば、沖縄はいまの、あるいはまた想像しておるやうな姿よりもつと新しい形態のすばらしい県になるのではなかつたかといふことを考へておりましたので、格差是正といふことばも使わないといふことにいたしました。したが、そういうつもりで、われわれとしては沖縄が持つてゐる価値といふものを一つと見直していくといふ姿勢から出発してゐるつもりでございます。したが、これは、本土類似県との、よく交付税算定その他では、これはとらざるを得ませんけれども、それ以外にはあまり類似県といふことを念頭に置いておりません。すなわち沖縄が、いま鹿児島県と県民所得を比べたらほぼ同じであるといふ点は、これはむしろ沖縄のほうはもつと将来県民所得においては大きなランクのところに上る可能性があるといふことを私どもは考へてゐるわけでございます。

○竹田現照君 いま沖縄の問題を論議しておりますから、そういうお答えにもなるかと思ひますが、実際に復帰をして四、五年たつと、それが忘れられてしまふといふやうなことが実際問題として心配されますから、いまのお答えが具体的に実現でき得るやうに最善の努力を要望いたします。

次に、あの沖縄経済開発の起爆剤として、政府は昭和五十年に海洋博覧会を計画をしておりますけれども、この海洋博の効果といふものを大体どういふふうにお考へになつてゐるのか。また海洋博の基本構想といふものができておらないようでありまして、これから関連公共事業等についても

マスタープランを作成する必要があるかと思ひます。しかし、大阪の万博が、大阪府なりあるいは大阪市なり、関西全体が取り組んだのと違つて、この沖縄県に地元の財政負担能力などといふものはほとんどないといふたほうがいふと思うのでありますけれども、この点も十分留意をして、この海洋博の問題については配慮をすべきだと思ひますけれども、この点についてはどうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 基本的姿勢はそのとおりでなければならぬと思ひます。また、これは国際博覧会条約における特別博覧会としての一応理事会の承認を得て、競合国のないことを願ひつつ、いまその期間を待つてゐるわけでありまして、これは日本が加盟国に対して国際的に責任を負つて主催する国際海洋博でございますので、それに對してはまず国が一義的に姿勢として責任を負わなければならぬ。しかしながら、いま当面予算編成等の問題としては、沖縄側もさしあたりやはり土地の取得といふものをしておかれないうと、それを目当てに買い占められたりしたら困るので、琉球政府としては位置の決定と、並びにその位置がきまつたならば、先行取得として、とりあえずは起債等において処理をしてほしいといふ要望がございまして、これはそのとおり受けとめることに努力をいたしまして、結果的には沖縄県の機嫌において国際博が行なわれたといふことのないやうに、そしてまた、その付帯する効果といふものも、公共投資から始まつて、あらゆる設備が後々残りますので、そして、いわゆる大阪の場合のように、あとは公園になつたといふだけじゃなくて、沖縄の持つ海洋県といふ意味から、観光の拠点にそれが残るやうに、そして、願わくば、将来、学術文化として全世界の国民が取り組んでおる民族的な海洋開発の拠点等にもそれがなればしあわせであるといふやうなことをいま構想として考へておるわけでございます。

○竹田現照君 総務長官も、これからお答えいただく通産大臣も答弁が長いほうですから、たくさ

んありますから、端的にお答えいただきたいと思
います。

次に、通産大臣にお伺いいたしますが、いまの
沖縄の電力公社の用地の広さ約百五十万坪とも言
われておりますけれども、正確にはどれくらい
あって、その所有区分はどうかしているのか。そ
れから、また用地が電力公社に使用されるに至っ
た経緯を簡単に御答えていただきたいと思います。

○国務大臣(田中角栄君) こまかい数字的な問題
は政府委員をして答えます。

○政府委員(三宅幸夫君) お答えいたします。

公社の四十六年七月一日現在の使用土地は五百
二十一万六千坪でございます。その所有区分
は公社が買い取った土地が四十二万二千、沖
縄の民法契約によります借地が百四十七万二千、
国または琉球政府の所有地の借地が五十三万九千
坪、米民政府令二十号による借地が二百七十八
万三千坪でございます。お尋ねの米軍布令二
十号との関係でございますが、われわれが承知し
ております限りでは、大半が電力公社設立、これ
は昭和二十九年でございますが、その際、米國が
その所有しておりました発電設備を出資した際
に、あわせて当該施設にかかわる二十号の借地権
を公社に引き継がせたものが大半でございます。
若干そのほか基地内の土地がございしますが、こ
れは米軍から転貸しを受けているものでございま
す。

○竹田現照君 この沖縄電力の新しい会社のため
に、土地使用の方法としてなぜ土地収用法ではだ
めなのか。沖縄の現地の意向も土地収用法の適用
をむしろ望んでいると思えますけれども、土地収
用法を適用することによってどういふ弊害がある
のか、このいまの暫定措置法でなければならぬ
のか、この点お伺いいたします。

○国務大臣(田中角栄君) 御承知のとおり、電力
はいつときでも送電を中止することはできないわ
けでございます。引き継ぎを行ないました時点に
おいて、直ちにいつときでも送電が中断をしない
ようにということをまず前提に考えております。

そして、これは五年間そのまま使用できるように
ということ、これは収用法その他地主と話し合
いをするという姿勢を回避してあるものではあり
ませんが、制度上の問題として、その時点におい
てどのような人々と話をつけないければならぬ
か、また住所不明の人もございしますので、そ
ういふ事態を考慮して、そういうことによつてご
たないようというのを前提にして、今度
の制度をきめたわけでございます。

○竹田現照君 この暫定法案によりますと、政府
が沖縄電力株式会社を使用させようとしている土
地は、琉球電力公社が電気事業法による電気工作
物に相当する工作物の用に供している土地、こ
ういふことになっていきます。ところで、この電気
事業法に言う「電気工作物」といふのは、通産省
の解釈によりますと、「発電、変電、送電若しくは
配電又は電気の使用のために直接必要なものを
さし、営業所、社宅等、これに直接関係のないも
のは含まない」と、こういうことになっていま
す。そこで、お尋ねしたいのは、いまの琉球電
力公社の現在使用中の土地は、すべて電気工作物
の用に供している土地であるかどうか、この点を
ひとつ明らかにしていただきたい。

○国務大臣(田中角栄君) 本土の電力会社が行
なつておると同じようなものでございまして、電
力のために直接関係のあるものだけ、それから社
宅やその他事務所の類というものは本土と
同じように地主と話し合ひをして、地主の承諾を
得て、契約のもとに行なつておりますので、本土
と何ら変わらない状態でございます。

○竹田現照君 念を押しますが、もし電力公社の
用地の中で、私がいまあげました電気工作物の用
に供している土地でないもの、先ほど申し上げた
ようなもの、それがあれば、この公用地使
用法の適用の対象外であり、そういうものは当
然本来の所有者に返還されるものであると、この
ことを確認してよろしいですね、もしいあると
すれば。

○国務大臣(田中角栄君) この法律の対象になら

ないもの、しておらないものは当事者同士契約に
基づいてやつておりますから、契約に基づくもの
はそのまま本人との協議がなつておるわけござ
います。引き続きそうなります。ですから、その
ときに期限が来て条件を変える、その他いろいろ
な問題はあつても、いままで引き続いて使用
したいというのに対しては契約ができるという
ことであつて、地主の意思に反して、しかも、こ
の法律の対象の外のもので、そのまま強制的に使
用するといふような該当物件はないはずでありま
す。

○竹田現照君 ないはずと言いますけれども、
いまの電力公社ができた経緯からいけば、社宅や
営業所といふものは間々そういうものに含まれる
心配がありますから、念を押してその点をお尋ね
しておいたわけでありまして、今後問題の起きない
ように措置をしていただきたいと思ひます。

次に、沖縄の電灯料金等についてお尋ねいたし
ますが、この沖縄の電灯料金というのは、電灯料
金の場合には本土よりも安い。しかし、配電会社の
電力料金は本土よりも高い。こういうふうになつ
ているのであります。そこで、この電灯料金の
安い理由として、電灯需用の中にアメリカの軍人
軍属の住宅用の需用の占める割合が非常に大き
い、かなり高いために料金を低位に置くことの要
請が強いということがあげられていますが、沖縄
の米軍関係の基地としての性格に変化がないとす
れば、米軍の住宅の電灯需用は依然として多いと
見なければならぬと思ひます。そこで、沖縄の
電気事業について販売単価を安くしている理由と
して、たとえば火力発電の燃料用重油の価格が本
土の八〇％であるとか、あるいは琉球電力公社に
対していろいろな援助措置がとられている。それ
が大きな原因でありますけれども、この沖縄電力
株式会社がなつてからいって、そういういまアメ
リカ側がとられているいろいろな援助措置といふ
ものがなくなるわけでありまして、料金水準を
現行を保つといふことになれば、それに匹敵
する措置が当然とられなければならないと思ひわ

けですけれども、そういう点はどうお考えになつ
ていますか。

○国務大臣(田中角栄君) 沖縄における電力料
金、御指摘のように電灯料金は本土九配電よりも
多少安いといふことでございます。工業用電力
その他は多少高いといふことでございますが、い
ずれにしても、復帰後はいままでも米軍が与えて
おつた特典等がなくなりますので、その意味では
高くなるという方向にあることは事実でございます。
それからなお、これから相当大きな発電所の
建設をやつておるわけでございますが、新しい発
電投資が行なわれればコストアップになりますの
で、その意味でも上がる方向にありますが、これ
は返還が行なわれる、電力料金が上がるというよ
うなことではもうどうにもなりませんので、あら
ゆる施策を加えることによつて現行料金を維持し
たいといふことを考えております。これは具体的
にもいろいろな手段を考えております。

○竹田現照君 具体的にいろいろな手段といつて
いますけれども、四十七年度の資金計画によりま
す、たとえば建設費からの出資十五億、ある
いは開拓金融公庫からの融資、いろいろなものを
言つていますけれども、いまのお答えでは、それ
で十分でないといふふうに出て取られますけれど
も、いま考えられている四十七年度のいろいろな
施策といふものは、内容的に現在アメリカが行
なつておるものと同等のものとなしてよろしい
ですか。もしそうでないとしたら、さらに別途の
方法があわせて考えられているのかどうか、お答
えいただけますか。

○国務大臣(田中角栄君) 現在、琉球電力公社
の受けております特別措置は御承知のとおり租
税——公租公課が免除されております。米財務
省からの長期低利の資金、平均年率四・一二五％で
貸し付け期間三十年の融資を受けております。ま
た、米民政府の一般資金から出資を受けておると
か、燃料価格が安いとか、借地料が安いとか、微
却負担が少ないとかいふことで、低廉な電力が
確保されておるわけでございますが、まあ、これ

石油業法の範囲内で十分調整ができるわけでございます。なおガルフにつきましては、ガルフ側四五％、当方、出光側四五％、三菱化成一〇％の予定で、もうすでに調整が行なわれております。なおエッソに關しては、エッソ五〇％、ゼネラル石油が二五％、住友化学が二五％、これは本土復帰を前提として、石油業法の範囲内で調整が内容的にはついておるわけでございます。法律上の問題は起さないと考えております。

○竹田現照君 これは時間がありませんから、最後に中小企業の問題についてお尋ねいたします。沖縄の中小企業の現状についていろいろと申し上げることを省略して、端的に沖縄の中小企業をどういうふうな位置づけをし、どんなビジネスを抱いて中小企業を振興させようとしているのか、この点についてお伺いをいたします。

○国務大臣(田中角榮君) 何回か申し上げておるわけでございますが、沖縄の四十四年度の所得比率と人口比率で申し上げますと、沖縄は人口比率で申し上げて、一次産業は三八・九％、この所得比率は八・八％でございます。本土の一七・四が所得比率の一〇・五をあげていることを考えると、沖縄の一次産業所得は非常に低いと言っております。異常に低いことが言えるぐらい低いわけでございます。二次産業比率一四・六が所得比率で見ますと一七・八％でございますから、二次産業は本土に比べて多少低いということでございます。三次産業比率につきましても本土よりも高いのであります。本土は四七・三の人口比率にして五・一・六の収入比率をあげておるわけでございますが、沖縄では四六・五、本土の四七・三に對比する数字は四六・五でありまして、所得比率の五・一・六に對比する数字は七三・三でありますから、これは基地経済であるということがやはり言えると思ふのです。そういう意味ではまあきつと、私もよく内容的にはこまかくは指摘できませんが、やはり三次産業などでも、散髪一つやるにしても、本土よりも外人相手のほうが単価が高いと、こういうことではございません。三次産業比

率の収入比率は高いわけでございます。まあ総じて考えると、やはり沖縄の中小企業対策は本土の中小企業対策プラス沖縄の特殊性というところでやるべきだと思ふます。そういう意味で、中小企業の、特に二次産業の比率を高める過程における中小企業というものを育成するために、金融、財政、税制上いろいろな施策を講じてまいりたいと、こう考えております。

○竹田現照君 時間になりましたけれども、いまのお答えでは具体的に中小企業振興策なり、あるいは近代化なり、こうこうするといふものは何もないですね。これでは大半をささえておる沖縄の中小企業の問題について私は納得しません。したがって、もう少し具体的な問題をいろいろとデータを添えてお答えをいただくようにしないと、中小企業対策について私は納得がいけません。これで質問を終わらざるを得ないことを申し上げまして終わりたいと思ふます。

○委員長(長谷川仁君) 小柳勇君。

○小柳勇君 私は運輸関係を中心に質問いたします。

審議すれば審議するだけ問題が非常に深い、矛盾が出てまいります。したがって、総理に質問いたしますが、特にこの公用地取用あるいは基地縮小、VOAの撤去などですね、さまざま問題があつておりますが、運輸関係でもこれから各所アメリカと交渉してもらいたい点がたくさんあります。だから、正月、サンクレメンテに行かれ、交渉される、ニクソンと再び会われるが、この国会に出されておる法案を審議終了にして、この背景で、国民がたいへんきびしい、国会もたいへんである、こういうこの国民世論を背景にして再交渉するのがこれからの沖縄のしあわせであるし、日本のしあわせであると考えますが、総理の見解をお聞きいたします。

○国務大臣(佐藤栄作君) 率直に申して、小柳君、そう言わないで、いま出している法案をさっそう御審議をいただいて、やっぱりこちらへ早く施政

権を返してもらおう、そうして、ただいまも竹田君からも話されておりましたが、交通の問題にしても、中小企業の問題にしても、産業の育成強化にしても、そのいわゆる基盤をなすところの社会資本の投資が非常に足りておりますから、こういう問題と基本的に取り組み、交通を整備するとか、あるいは農業にいたしましても、かんがい用排水を整備するとか、あるいは漁港の整備とか、あるいは中小企業の場合におきましても、規模の小さなところはしかたがないにいたしましても、これが協業の方向に組み立てることができるとか、そういうことは一日も早く日本に復帰すること、それが必要ではないだろうか。かように私は思ふので、どうかひとつよろしく願ひいたします。

○小柳勇君 私どもの気持ちはいまも率直に申し上げましたので、このような国民の気持ちを体して今後処理していただきます。

そこで、関係の質問に入りますが、時間が少ないので、私は昭和五十年に予定をされておる海洋博覧会を中心に、陸海空の足の確保を具体的に質問していきたくと思ふます。

さつき、山中長官には竹田委員が質問いたしました。担当大臣である通産大臣から海洋博覧会に対する構想を伺います。

○国務大臣(田中角榮君) 沖縄の海洋博覧会は条約に基づくとございまして、これは大阪の万国博覧会と同じものである、ただ規模が大阪の博覧会に比べて小さいということでございまして、海洋博覧会というものは世界において初めて行なわれる第一回目のものである。これが行なわれると、この次にはアメリカが行なう予定のようでございます。まあ祖国復帰の記念事業でもございまして、これも万国博覧会ということだけではなく、この博覧会を計画する過程においていままではいろいろ議論をしていただきましたように、新しい沖縄の姿というものを、理想的な姿をやっぱり研究して、それにふさわしいテーマというものを題材にするということが一つだと思ふます。

もう一つは対外的に見ても国内的に見ても、沖縄というものをよく見ていただきたいということも一つでございます。それで、なお、この万博というものも沖縄の将来計画というものにもマッチする一つのスタートであるというふうにしたいと思ふます。で、まあ、大阪でやりましたように、財団法人をつくりましたために、その前段である懇談会でいろいろなことを詰めております。それで、沖縄でもって資金は地元の方々に負担をかけないようにな国民的なものにしたということ、次期国会には公社——鉄道、それから電電、専売等が中心になりまして法律等も出した。で、切手とか、それからがきとか、そういうものも法律でもって御審議をいただいて、そして沖縄万博の金を集めるという国民的な立場でもって拠出をいただこうというふうないろいろな計画をやっております。まあ四百億ともいい、五百億ともいい、やるならばもっとというふうな希望もござい

ますが、これからひとつこれは国民的課題として皆さんの盛り上がりを持ってやりたい、こういうことで意欲的に考えておるわけでございます。

○小柳勇君 私がこれを中心にするのは、沖縄が復帰いたしますと各県とのバランスがから、いまこの論議の過程では、沖縄に優先的に物があるいは金をつぎ込むように言いますけれども、やはり各県とのバランスもあつてから、私は三年先に開かれるこの海洋博覧会のように国民的に取り組むかということが、沖縄百年の今後の開発の基礎だと考える。したがってこれを中心に、したがってそれが一つの物の動き、人の流れのピークだと考えますから、これにどのように交通機関なり施設がマッチするか、それを確かめておきたいわけではあります。

そこで山中長官にもひとつ、さっきの私はまだ不満足です。竹田君に対する答弁では非常に抽象的でありまして、いま通産大臣から少し具体的にありましたけれども、もう少し積極的に、しかも時間が制限されておりますから端的に、具体的に御説明を願ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 具体的に申し上げますと、

まず敷地をきめなければなりません。そのことに
ついて、いま琉球政府と昨日も打ち合わせをして
おりますが、十分に地元の希望される、そして本
土政府が将来にわたって、いま言われましたよう
に、復帰したあと沖縄県がどうなるかという問題
を念頭に置きながら、合意を見るような努力をし
て、それから具体的に通産省のほうで主導権を
持つてやっていただきたいと思っております。

○小柳勇君 そこで空の問題であります。那覇
の空港が完全に返還をされる。たいへんこれは期
待されることでもあります。ところが、これは自
衛隊が共用する、同居するという事です。これ
から三年後にこの海洋博が開かれます。で、一般
の衆議院の江崎長官の答弁では、民間との共用に
おきまして、民間機が一日に大体三便程度とい
うような状況下ならば、これは共用は当然可能で
ある。だから私は、将来四年ぐらい先になった時
点では、これは当然考慮されなければならぬとい
うふうに思っておりますが、現時点ではまあ
まあ共用はスムーズにいく」と、こういう答弁が
あります。で、このような発想では共用すべきで
ない。特に私どもは、自衛隊と民間航空との、特
に国際航空との共用は反対です。特に、このよう
な長官の発想では絶対やるべきでない。いま申し
上げますように、すぐもうこの海洋博の準備もし
なければならぬでしょう。それから半年なり一
年、一切自衛隊の共用はなりませんね、こういう
発想では。したがってこの際、この沖縄は、那覇
空港が返還されるに、同時に自衛隊の訓練飛行
場を別に持つべきだと私はそう確信いたしまし
ます。長官の答弁を弁明します。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は、いまお
話のように衆議院でも問題になったところでござ
います。で、自衛隊としましては、施政権が戻れ
ばやはりとりあえず局地防衛の責務に任ずるわけ
であります。そこで、どうしても島内くまなく自
衛隊としても調査をしておりますが、やはりこの
段階では那覇空港を民間航空と共用をしなければ

ばならぬ。まあ本土でも共用をしておりますの

は敷地所あるわけでありまして、運輸省の航空
管制のもとで民航の安全第一主義をとりながら
やっていこう。現段階では三便程度というのは、
私、国内線をさして言いましたので、ノースウェ
ストとか、あるいは離島間をつないでおります
る南西航空とかがありますから、もつと民航全
体としては多いわけでありまして、まあ現時点
では、共用は他の本土の共用空港に比べまして不
安はないと、こう認めておるわけでありまして。し
かし、あのときもたしか申し上げたつもりであり
ます。が、いよいよ万博の時点になりますと、
空からの観覧客といふことが沖縄訪問客というも
のが急激にふえます。まあその数をどれだけに推
定するかというところは非常に重要な問題になつて
まいりますが、まあその時点で急速にふえまし
たときに航空管制上一体どういふことになるの
か、このあたりは運輸省と十分打ち合わせをしな
がら、あくまで民航の安全を期して自衛隊との共
用という形で進めてまいりたいと思っております。

○小柳勇君 長官、もう一問です。あなたは、万
博の人数も前にちゃんと自分で推量しておられる
わけですが、百五十万ぐらいはおり立つてあろう
と。しかもはつきり四年先には当然考えなければ
ならぬとおっしゃっておるが、四年先に別に基地
を求めるならば、いまからなければ間に合いま
せんね。大臣であるから、いまはこれだけ言つて
言いのがれても、この国会を言いのがれては通り
ませんよ。もう一回決意を聞きます。

○国務大臣(江崎真澄君) 全く御指摘のとおりで
あります。まあ空から百五十万と申されました
のは、私はそんなには申さなかつたように思いま
すが、いや、しかしいざしにしろ、五十万人が来
るとしても、これは百五十万人乗りで、まあそうジャ
ンボばかりがくるわけではないでしょうから、百
五十人乗りで大体二十機ぐらいは毎日おりたり、
同時に飛び上るといふようなことになるわけ
ですね。それに、もつとその離島間の短距離航空機の

頻度も多くなるといふようなことも考えながら、

これは運輸省と十分打ち合わせをしましてまいりたい
と思ひます。ただ現時点では困つたことに、ここ
以外にないわけでありまして。したがって、将来
の問題としては、施政権が戻りましてから十分分
とつ、この万博にいかにか備えるかというあたりを
加味しながら考慮を私にいたしたいと思ひます。

○小柳勇君 衆議院でも種々論議されておしま
す。ただいまの長官の答弁には不満であります
が、次の問題に移ります。この問題は保留にして
別の機会にまた論議いたします。

次は、外務大臣であります。現在、那覇空港
に中華航空が入っております。これは航空協定で
なくて交換公文で入っておりますが、どうして交
換公文で入るようになったのか、そのいきさつを
御説明願ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 日華平和条約を締結い
たしました。その第八条に、航空協定をなすべく
すみやかに結ぶことという事になっております
が、航空協定締結につきましては話がまだまと
まつておりません。そこで国内法に基づきまして
一年ごとに交換公文でやつておると、そういうい
きさつになっております。

○小柳勇君 これは初めに交換公文をつくらな
うになぜ協定ができなかつたか——航空協定がで
きなかつたか、このいきさつを聞いておるわけ
です。

○国務大臣(福田赳夫君) わがほうといたしまし
ては、早く協定を結びたいという要請をしたんで
す。しかし向こうは、これは交換公文でいいじゃ
ないか、国内法令でいいじゃないかと、こういう
主張がありまして、そこで、別にそれでも支障が
ありませんというので交換公文方式になつておる
と、こういうのが実情でございます。

○小柳勇君 今度沖縄が本土復帰いたしますと、
この内容を変えなざるを得ません。したがって、
交換公文の内容も当然変わらなければならぬと思
ひます。その場合には、航空協定に切りかえられる
かどうか。いま国連から台湾が脱退して中国が加盟

いたしております。もちろん国際情勢もわかつて
おりますが、でき得れば航空協定に切りかえる
べきである。しかも、沖縄は日本本土になるの
でありますから、外国でないのでありますから、当
然書きかえるべきだと思ひますが、いかがです
か。

○国務大臣(福田赳夫君) 交換公文の内容につい
ては変化があるわけでありまして。つまり沖縄は
度々本土になります。アメリカが介入しない。こ
ういふことになりました。そういう変化はありま
すけれども、この方式は、いま日中関係も機微の
際でありますから、これを協定にするというよう
な、従来のやりかたで交換公文方式のほうによ
か、というふうな考えをしております。

○小柳勇君 いままで外国であつた沖縄が今度日
本になるのですから、このままでいきますと中華
航空のほうが一かきせぐわけですね。したがつ
て、平等の原則でいくならば、この際に中華航空
のほうに日本からも一かきせぐのが当然じゃな
いかと思ひます。

同時に、質問いたしますが、アメリカのほう
は四社、五年間無条件に現状を押し通された。われ
われはシカゴ条約を前から主張いたしており
ます。なぜこの際この交渉をしなかつたか、沖
縄を一点加えるんですから、当然日本としてはシ
カゴに一点ちゃんと乗り入れさせると、こういう
交渉をなぜやらなかつたのか、この二点質問いた
します。

○国務大臣(福田赳夫君) 一点加えるというお話
ですが、一点マイナスになるんです。つまり、い
ままではアメリカの施政権下でありますもの
ですから、台北それからアメリカであるところのハ
ワイと、それから大阪または東京と、こういうこ
とになつておるが、今度はハワイが日本の施政権
下に入るわけですから……(「沖縄だ」と呼ぶ者あ
り)沖縄が……そこで沖縄と大阪または東京の間
のいわゆるカポタージュ、これが認められないこ
とになる、認めない方針でございます。そこで、

一点こちらのほうはマイナスになると、こういう状態でございます。

○小柳勇君 外務大臣、この台湾との関係はこちらのほうが一点貸すことになるわけですね。それからアメリカのほうにもそうでしょう。アメリカはいままで沖縄の基地が自分の施政権下にあったんだから、それが今度日本本土になります。これはこのまま五年間使おうでしょう。したがって、そのかわりには、ちゃんとシカゴを、日本から一点乗り入れをせざるべきであると思います。あなたは理解していないから、もう一回答弁し直してください。

○国務大臣(福田赳夫君) いままでは、アメリカが沖縄を航空基地として使える状態であつたわけですが、それが使えない状態になるのですから、これは向こうのマイナスになる。それから台湾側から見しても、これはいまだアメリカ、日本と、こういう航空路を持つておつたわけですね。それが台湾—大阪または東京と、こういうふうに制限されるわけでありますから、向こうのマイナスである、こういうことになるわけであります。わがほうが一点かせいだと、こういうふうにはなりませんでしよう。

○小柳勇君 外務大臣、いま速記録でいきましたら大きなあなたは失言をしております。沖縄はいまだアメリカの施政権下にあるのだから、アメリカが使つておつた。今後も使うのですよ、あなた。運輸大臣から答弁をもらいましよ、速記録を見てもら、大きな失言ですよ、それは。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 私から御答弁申し上げますが、ただいま小柳委員から御質問がございましたように、わが国に返還になりました場合におきましては、沖縄は日本の国内に入る次第でございますので、いまだ沖縄またあるいは大阪といふふうに入りますから、これは台湾あるいはまたアメリカが一点プラスになるわけでございます。間違ひございません。

○小柳勇君 これはちよつと速記録を……。

○国務大臣(福田赳夫君) 私はアメリカのことを言つたのじゃないのですよ。国府のことを言つたわけでありまして、国府に対しては、われわれといたしましては、これは一点かせいだと、こういうふうに言つておるわけでありまして、

○小柳勇君 外務大臣、頭が疲れていきますよ、もつとちゃんとしなさいよ。

○国務大臣(福田赳夫君) 国府のほうは、とにかく……。

○小柳勇君 もうかつたんだ一点。

○国務大臣(福田赳夫君) 沖縄はわが国のものとなるが、それが使えらる、こういう状態になつた。

○小柳勇君 国府もアメリカも一点ずつもつたつてゐるのですよ。

○国務大臣(福田赳夫君) アメリカのことに私は言及しなかつたので……。

○小柳勇君 二つを問題にしているから、はっきりしてくださいよ、はつきり。(質問者はアメリカと国府と両方言つてゐるのだよと呼ぶ者あり) そういうことじゃ困りますよ。これから交渉しなければならぬでしよう。交換公文の改定もありましよう。私は改定を要求しているわけですね。改定するといへんだということ、いまあなた逃げおるかもしれぬけれども、そんな——よく了解してから答弁しなければ困ります。もう一ぺん答弁し直しなさい。

○国務大臣(福田赳夫君) どうも、一点かせいだ、かせがないと、こういう問題であります。国府は、いまだ、沖縄にもとまれる、大阪、東京にもとまれる、こういうのが、今度は、沖縄がわが国の施政権下になつた、そういう意味においては一点かせいだと、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、

○小柳勇君 アメリカのやつも……。

○国務大臣(福田赳夫君) アメリカのやつは運輸大臣からお答え申し上げます。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) ただいまの外務大臣から答弁がございましたのは、実際上の問題で、

カボタージュによりまして十数便實際上の運輸が減る、その実際上の問題を言つたと思つた次第でありまして、条約上といつたしましては、ただいま御指摘のとおり、中華民国も、またアメリカも、一点向こうが得をしたといふことは間違ひございません。

○小柳勇君 ほんとうを言うなら、これは委員会の審議をストップして、十分福田大蔵大臣の頭を整理してから論議しないと、(「外務大臣」と呼ぶ者あり) 論議にならぬのですよ。外務大臣、大事な問題ですから、すぐこれは問題にしなければならぬ問題ですよ。交換公文で飛んでゐるのですから、ね。しかも沖縄が本土に復帰してゐるのだから、したがって当然、たとえば台北、高雄、あるいはもう一点とか、あるいはアメリカ航路はシカゴとか、ちゃんとあなたの方、腹をきめて交渉しなければならぬ問題でしよう。理解もせぬで、前もつて通告をしておるのですから、理解してもらわなければ困る。ちゃんと頭を整理して答弁してください。したがつて、交換公文をこれからどうするかという問題、いま言つたか、かせがないかという問題はあります。国民の要望はシカゴをどうしても入れてくれといつておるから、今後外務大臣としてはどうしますか、お答えをお願いします。

○国務大臣(福田赳夫君) 従来とも交換公文方式でやつておるから、その方式でまいりまして、その場合において、その内容はカボタージュ、これは認めない、こういう方式をとります。それからアメリカに対する関係は強力に将来要求をしたいと、かように考えます。

○小柳勇君 中国国連加盟の問題もあります。われわれはでき得ればすぐ北京までも正式の協定で飛んでもらいたいわけですね。だから外務大臣も運輸大臣も積極的に少し勉強してもらつて、積極的に交渉してください。この問題もこれは運輸委員会のほうに譲りまして、次の問題に入つてまいりましょう。

次は、電力事情については、さつき竹田委員の質問で、通産大臣が答えになりました。もう一回、私具体的に聞きますがね、現在の電力は米軍基地が半分使つておるわけですね。これが復帰いたしましたらお増設の計画がございまして、で、そのあとになお、水力がエネルギーになりますから、やはりうんと安い電力を発電しなければ、沖縄の開発はむずかしいと思つて。その電力開発についてはさつきちよつとお話がありましたけれども、米軍基地がなくなりましてあとの電力をどう使うかを頭の中に描いておられるかということ、増設する電力及びこれから電力を増設して発電力を増大する構想があるのかないのか、お聞きをいたします。

○国務大臣(田中角栄君) 沖縄の電力は、いま予備電力が一四％ばかりでございます。で、本土に比べては多少予備電力が多いわけでございます。来年は三、四％、再来年も三、四％ということでございますが、しかしいま八万五千キロ、十二万五千キロという二つの発電を計画し、進めておりますので、これが四十九年、これから二年ぐらひいしますと、また予備電力が八％ぐらひにはなると思ひます。まあそういう意味で電力の需給に關しては問題はないということ、いまの計画ではそのとおりでございます。

○小柳勇君 各大臣とも少し疲れておるし、連絡が不十分のようであります。もう少しやはり——われわれ前もつて通告しておりますから、ちゃんと問題を理解をして、的確に答弁しないと無意味です、この委員会は。

で、私が質問しておるのは、米軍基地が縮小されますと、いまの電力が半分ぐらひ余りますよ、これは一体さつそくどういふところに使いますかと、これも通産省としては構想がなきや困るでしよう。それから、いま、さらに増設の計画があるわけですね。

それから、私が申し上げますのはこれからですが、安ん電力を供給するためには電力を使う企業を誘致しなければならぬ。それにはいま

の自動車だけでは沖縄の開発にはなりません。だから電気高速鉄道の建設について、次に運輸大臣に質問するのですから——電力の計画、現在の電力から米軍基地が縮小された場合のその供給、それから今後は増設する電力の消費計画、それから安い電力を供給するためにさらに電力をふやしていく必要がある。それには企業を誘致しなければならぬでしょう。そういうような計画はございいますか、こういう質問をしておるわけです。

○国務大臣(田中角榮君) ちよつと理解できないのでありますが、いま返還になつても、沖縄の基地の主要電力量がぐつと減るといふような計画ではないわけではございません。これはしかし、これから日米間で話し合いをしながら、どういふ計画でもって沖縄の米軍が漸減していくのかという問題、これは漸減傾向にあるわけではございますが、そうするとその辺に、充足するために、また自衛隊も増強されるということでもございまして、いま沖縄の軍関係の電力の需要が減るということは考へておらないわけです。ただ沖縄のこれからの海洋博一つ考へてみても、非常に電力の需要量が大きくなるわけではございますし、なお海洋博は五十年であつても、これから五年、十年の間には二次産業比率を急速に上げなければならぬと思ひます。私はラウンドの数字で端的に申し上げると、十年、十五年の間は別にしても、いまの二次産業比率というものは倍以上にならなければいかぬということだと思ひます。そうすると電力の需要は、大口電力というものが非常に多量に消費をするわけではございます。またこまかいバランスはできておりません。できておりませんが、これから二年、三年の間の電力の需給というものはどうなるかということになりますと、先ほど申し上げましたように、八万五千キロに及び十二万五千キロの二カ所の発電を行なうことによつて、電力の需給のバランスは十分とれます。それはいま一四％である予備電力の数量が、三、四％に二カ年間は下がりますが、三年後にはまた八％に上がる予定でございいます。そういうことであります。

これは計算の根拠がございいますから、必要があれば申し上げます。あとに残るのは、電力料金が上がらないようにという措置が問題でございいます。良質、低廉ということで、電力料金を上げないで済むような具体的な政策も考へておるわけではございます。

○小柳勇君 いろいろところにこの沖縄返還の大きな問題があると思うのです。いま通産大臣の計画の中には、米軍基地がぐつと電力をそんなに余すはすはないという見解です。ここに私、これは内閣から取った表がありますが、十五億キロワットアワの消費電力の中で、半分の六億一千七キロワットアワは米軍基地が使つてゐるわけですよ。ちよつと半分です。この米軍基地が減るならば、半分になるから半分になるべきですよ、電力も、そんなのが通産大臣の頭に全然入つていないんですよ。そこに沖縄返還といふもの、沖縄の基地の皆さんが、米軍基地はあまり減らぬのだと、そのままでおれたちが米軍基地を受け継いでいかなければならないという危惧があるでしよう。私は、ほんとうにそういう米軍が半分になる計画があれば、電力も半分になるはず。ゼロになれば、これは全部民間が消費しなければならぬでしよう。しかもなお、この計画の中には二カ年間で——四十九年には十二万五千キロワットの発電増設の計画がある。こんな電力をつくるために、電気高速鉄道の計画をこれから質問するわけではございます。通産大臣にはそういう面はちゃんと把握しておいてもらわなければならぬ。だから私が通産大臣の答弁を誤解してゐるなら、もう一べん答弁してください。

○国務大臣(田中角榮君) あなたが要求しておられるものはよく理解できますが、いまこの段階でございいます。アメリカ軍がどのように減るのかという点に対しては、私がさだかに申し上げられるような状態にないということだけは事実でございいます。これは外務大臣、また防衛庁長官等は

数字があるかわかりませんが、電力の状況に對しては、いままでそのような年次の米國軍人の消費量が減るというふうな、人数がどれだけ減つていきましたというものは提示はされておらない。おりませんが、私のほうでは、それはそれとして、これから沖縄の二次産業比率を高めた後、万博を行なつたり、また沖縄住民の生活レベルがレベルアップされれば、当然電力の消費量も多くなるわけではございいます。そういうものを中心にして考えますと、想定する七一年の予備電力は一四％、それが七二年には三％、七三年には六％に減りますが、四十八年四月には八万五千キロの発電が完成をいたしますし、四十九年六月には十二万五千キロワットの電力が新設をされますので、予備電力は二五％になります。これは、先ほどちよつと云つた数字は非常に高いのでございしますが、二五％という、本土よりも非常に高いものが見込まれる。しかし、これはもつと研究してまいります。二次産業比率の高いものと、それから沖縄に出いていくアルミなどの問題がもつと早くなれば、電力の消費量ももつと急速に増大するわけですから、そういう場合のバランスを考えながら電力の供給計画を立てておられますということを申し述べておる。

○小柳勇君 総理に質問いたします、大事な問題です。いま申し上げましたように、この電力の消費部面から見ますと、米軍基地の消費量が半分です。この半分の消費計画、この減少計画といふものは通産省にはない。だから、米軍基地は、一体どのくらい人員が縮小されて、電力を使わないうようになるのか、総理大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの段階では、米軍撤退の年次計画を立てて皆さま方に御説明するようない、そういう段階ではございしません。

○小柳勇君 いろいろところにこの国会の混乱の原因があるということを私は申し上げておきたいんです。

それから、運輸大臣、この鉄道建設の問題です。これは前から衆議院でもちよつと出ているようですけれども、私は衆議院で問題にしたような立場ではなくて、いまの電力の供給の問題——まあ返還、本土復帰いたしましたプロジェクトとして、ほんとうに国が精魂を打ち込んで、沖縄の失業者を総動員して、あるいは、国民的な課題としてやるには、いまは自動車はありますけれども、道路が悪い。しかも、それは軍用道路です。だから、通勤、通学も困難です。だから、町づくりには、これは学者、評論家もそういう意見を出してありますけれども、高速電気鉄道の建設が一番いいのではないかと、あるいは那覇市内に地下鉄の建設、こういうものがいいのではないかと、いろいろ提案がありますが、いかがでしようか。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 沖縄の高速鉄道を將來建設するという御意見につきましては、先般も、衆議院でも御質問がございまして、その際、総理からも検討するといふ御答弁もあつた次第でございまして、ただいま、御承知のとおり、沖縄では大量輸送機関はバスがその任に当たつてゐる次第でございまして、本島に五社、離島を合わせると十七社ございまして、御承知のとおり、本島に路線も競合してありますし、非常に多いといふような状況でございまして、ただいまのところは、その路線の競合を整理統合いたしまして、そうして地盤を強化するといふことが一番あれであるといふので、琉球政府もすでにその勧奨をやつておられます。私もそれを引き受けまして、そうして地盤の強化をいたしますとともに、老朽車両を改修いたしまして、やつてまいりたいといふ考えでございまして、やつてまいりたいと思ひます。

いま御指摘がございました高速鉄道につきましては、將來の利用者の利用動向、また、経済性といふようなものを十分勘案いたしまして検討してまいりたい、こう思つてゐる次第でございいます。

○小柳勇君 大事な問題がたくさんありますのに、質問しないことを答弁されますと時間のむだになりますから、質問したことだけ答弁してください。

総理大臣、鉄道の専門屋でありますし、昔、軽便電車がありまして、いまこの高速鉄道、特に電氣を使う高速鉄道、いまの新幹線の幅で縦貫鉄道をつくったら、非常なこれは国家百年の大計、沖繩百年の大計に背骨を入れると思いますが、いかがですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 簡単に申し上げますが、軽便鉄道時代、中央政府が補助しており、ずいぶん私もその鉄道には困りました。なかなかもうからない。今度幹線電氣鉄道をつくったらこれが役立つのではないかと、こういう御指摘でございますが、そういう点を先ほど来申し上げましたように、その要否から考えてからしないと、十分の結論は出てこない。いまとにかく自動車の時代になっておりますから、それがはたして要るか要らないか、十分の利用価値があるか、産業の興隆に役立つか、こういうような点を十分考えて結論を出すべきだと、かように思います。小柳君もそのほうの御専門ですから、よろしくお願いいたします。

○小柳勇君 御専門ですからいま意見を出しておるわけです。

山中長官に質問しますが、いま那覇から石川まで、いまの金で四百六十億くらいで、大体できるだろう。四国架橋一つでは二億二千万かかりますから、四国は。本土とそのバランスをとるとか、あるいは特に沖繩を開発するといふ事柄けれども、いまのような、総理のような考えでは決して沖繩はよくありません。だから私はいま海洋博を中心にして、これが一番物の動き、人の動きが大きいでしょうから、これに合わせてひとつ、陸海空の足を合わせてくれと言っているわけですよ。総理のような見解で、実はもうかるか、もうからぬとか、いま必要があるかないかでは、私は沖繩は、ほんとうにこの法律が通った瞬間に見

離されるような気がしてならぬのです。山中長官の見解を聞きましよう。

○国務大臣(山中貞則君) 私も鉄道については、おまえはポンポン火花を上げるばかりだと批評されるのですが、鉄道については火花は上げておられません。というのは、沖繩本島にまず限定されます。そして本島の中で縦貫鉄道しか考えられませんが、その場合には、おそらく終点は、南はある程度延ばせるとしても、北は名護までだろうと思っております。その場合に、通勤等については輸送手段として貢献することは私は否定いたしません。物資その他の通勤以外の利用ということも考えます。現在は一応高速自動車道というものを設計を進めておりますので、その点をやってみて、なおかつ沖繩に対する私も建設のための投資効果というものが大きいことは認めます。しかしそのあと、はたしてそのような効果というものが期待できるかどうか、いわゆる鉄道の建設されたことによる効果、これはもう少し検討してほしいと思います。

○小柳勇君 検討してもらいましよう。

次は自動車ですが、自動車が古いこともいま運輸大臣がおっしゃった。それから日本と反対なんです。反対通行です。これを日本のように自動車の通行方向を変えなければならぬでしょう。これはスウェーデンの例——昭和四十二年の九月に実施したしておりますが、スウェーデンでは左から右に変えるだけでも四百二十億の金を使っております。PRからあとの標識変更など。したがって、いま運輸省が考えている一億何千万の金じゃとてもできません。わが党は三十億を要求しておりますが、四百二十億かかったというスウェーデンの例、これを見て、どういう決意でやろうとしておられるか、あと大蔵大臣からそれに対する金を出さぬかお聞きいたします。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 先ほどおしかりがございました。簡単に答えをいたします。

あと三年先の話でございます。私もそれに間に合うように今日から計画を立てて、そして大蔵

省に予算要求するつもりでございます。全部ハドルの切りかえ、また乗降口の切りかえ、その他につきましては十分な財政援助もするように、私も大蔵省に要求する運びになっております。

○小柳勇君 ちょっと委員長、大蔵大臣にまとめひとつあつて聞きましようかね。

次に、海の足の話ですけれども、これはやはり海洋博——船旅も一つの大きな楽しみですね。したがって船のほう、海運のほうをどういう整備をするか。いま日本と相当違いますね。しかも古い船が多い。海運新造船などについて一体運輸省はどのくらいの決意があるか。特にフェリーボートなど、新しい試みがあれば御報告をお願いします。

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 海上運送につきましては、御指摘のとおり沖繩で一番大切な輸送機関でございます。御承知のとおり、本土—本島間におきましては、三社の六隻が運航をしております。離島間におきましては、すでに地方団体を合わせますと五十三社にのぼると、こういうふうな状況でございます。本土—本島間におきましては極力その点で船腹の改造その他をやりまして、そうして航行の増大、安全をはかつてまいりたい。

ただいまお話のカーフェリーにつきましては、大体現在のところ、地元で御要求がございまして、七千五百トン級のもの二隻、四十七年中に長期、低金利の財政融資を行ないまして、そうしてこの本土—沖繩間の航行の便利をはかりたい、こう思っております次第でございます。

また、離島間につきましても、できるだけ整備統合いたしまして強化するとともに、そうしてまた集約航路、一般航路につきましては離島並みの最高、それからまた集約されないものにつきましても、特殊の事情でございますので、相当のやはり補助を出しまして、そうして経営の安定をはからせてまいりたい、こう思っております次第でございます。

○小柳勇君 最後でありますが大蔵大臣にいま海洋博の問題、それから自動車を右から左に変

える問題などに金がたくさんかかりますし、これが復讐いたしますと、やはり本土の都道府県との関連がありましてなかなかたいへんだろうと思っております。したがって、この際にもう一度に飛躍的な財政投資あるいは金融措置が必要だと思っておりますが、いまだをひっくり返るため大蔵大臣の御決意を聞いておきたいと思っております。

○国務大臣(水田三喜男君) 海洋博の問題は、まだ規模、内容等、構想が固まっておりますので、とりあえず通産省からは開催の準備費、それから政府の出品出展委託費として約八億円の予算要求が出ております。これは当然必要な経費は計上するつもりでございます。

また、いまの左側通行の問題は、これは実現が三年先という計画になっておりますので、来年、再来年三年計画でこれを行なうということになりますので、来年はその初年度としての予算は見なければなりません。また、いま御審議を願っているこの法案ののつとて高率補助をして、本土との格差を急速になくするという方向でございますので、これはもう遺憾のないように十分予算措置をするつもりでございます。

○小柳勇君 質問を終わります。

○委員長(長谷川仁君) 午前中の質疑はこの程度にいたします。

午後一時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時二十三分休憩

午後一時六分開会

○委員長(長谷川仁君) ただいまから本連合審査会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。鈴木一弘君。

○鈴木一弘君 最初に、ドルの問題で伺いたして、今回の特別措置法の四十九条の中で「外国為替の売買相場の変動を勘案し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換比率により、同

日から政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換しなければならぬ」と、こういうふうにある。そのレートの問題なんです。この交換レートというのはドルと円とのいわゆる交換補償した分、これについては先ほど質疑がございました。交換補償がいままでなかった分については、これは一体三百六十円でいくというふうな方針なのか、このところを「売買相場の動向を勘案し」ということになる、実勢レートになるのか、あるいは標準レートである三百八十円という固定レートなのか、そういうところの三つしかとりようがないわけでありまして、私も私どもとしては、やはり沖縄県民の実際の声からすれば、三百六十円を堅持しなければいけない、こういうふうな考えられるわけでありまして、その点について、どういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは実勢レートというところになっております。そこで、さつき戸田さんの御質問に、私が前日の為替相場ということをお話しした、これはちょっと間違えて、復讐前の為替相場の動向を勘案してということでございます。復讐前何日かの大体為替相場を基準にして、レートをきめるということになるわけでございますが、その前日の為替相場そのものにきめるというわけではございませんで、これはさつきのお答えは訂正させていただきます。三百六十円と、今度は最後の為替相場はその復讐前の何日かの為替相場を基準にして、その差額を支給金として交付するということになろうと思っております。

○鈴木一弘君 そこで伺いたいのは、いま支給金として交付する、その対象外になっているものがあるわけですね。いわゆる十月九日のドル・円の交換補償になったものとならないものと出てくる、そのならないものについてはどういふふうにする予定ですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは当時の沖縄の政府関係者とも十分了解のとれておる事項でございます。

います。その後の変動というものは、これは一々これを把握して計算するというわけにはまいりません。この確認された日現在の額で、もし復讐の日にかつての所持しておいたドルを——お持ちにならぬ方でも、そのとき登録されてある方はそのときの所持しておいたドルとの差額を支給するかわりに、その後所持がふえたドルについては、それは別に差額は補給しないという了解のもとにきめた措置でございます。

○鈴木一弘君 そこで、私はいまのお話の中で大事なのは——いまいわれる個人の話を大臣はしていると思うんです。個人のいわゆる円交換補償を十月九日にしたと、その分については三百六十円ということ、ないし先ほどあつたように、そのときの〇・七五のいわゆる相場もありませんけれども、そのどこかできめるということはわかるんですけれども、実際それ以後個人が持ったものについても私はやはり見るべきだろう。そうでない、一つは物価の問題の理由もありません。そういうことからするべきじゃないか。

もう一つは、対象外になつて法人とか企業とか、こういうものについてはどういふふうにする方針ですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 法人はこの対象からはずすというところでしたが、その理由は、いま沖縄の法人はほとんど自己資本が非常に少なくて外部資本が多いという、資本構成がそうなるので、外部負債はこの円の切り上げによつて得するほうでございます。自己資金は損に回るほうでございますから、そういうことを考えますと、この沖縄の法人においてはこれを除外しても要するに御迷惑をかけないという趣旨からの措置でございますので、そういう点から申しましたら、法人が除外されてもこれは円の切り上げによつてむしろ利益が出るという方が考えられますし、また、差損そのほか税制に関する問題でございます。もし損が出た場合には当然税制においてこれは見られるということになりますので、

この際は法人を除外したということでございます。

○鈴木一弘君 いま大臣、質問に漏れたやつがあります。先ほどは十月九日のいわゆる交換補償、そのワケ内だけは三百六十円というレートでいくけれども、それ以後の個人の所得については——増加分についてはそのときの相場という法律のとおりでいきたいということなんですけれども、現地の声はそうじゃないわけなんです。そこを何か考える方法がないかどうかということが大きな問題だと思ふんですけれども、これは総務長官、どんなふうな感覚ですか。

○国務大臣(山中貞則君) ニクソンのドル・ショック並びに本土政府の変動相場採用に伴つて、私も私も沖縄のドル圏における本土物資に依存する割合を考へて、生活そのもの、あるいはまた行政運用に至るまで影響が出ることを心配して、本土復讐前に、円交換にかかわるものとしてのチェックをいたしました。その措置については、交付金等についてたびたび答弁しているのとおりであります。これは変動相場幅が大きくなつて固定相場に移りましたために相当予算金額もふやさんければならぬんですが、それは義務的経費として約束どおり支払う予定でございます。しかしながら、そのあとの収入並びに支出については先ほど大蔵大臣もちょっと触れてはおりましたけれども、減る方もあり、ふえる方もあります。しかし、全体的にはやはり国家経済の成長という形における沖縄の経済の成長、そして個人所得の伸びというものがございまして、その後の新規のまた典型的なものとしては、軍務者等のもつぱら琉球政府内に流通してない、アメリカからのドルを交付されるための収入増もございまして、こういう点の問題は確かにあると思ふわけでありまして、しかしながら、その後、日本が固定相場の三百八十円レートにはつきりと国際的になりましたので、これはやはり何らかの手段を講じなければこの混乱というものは復讐まで続くであろう、そのことに沖縄県民の人々は心理的にも生活的にも耐

えられないであらうということはおよくわかりますので、外交折衝を要することになりますから、これ以上は申し上げませんが、いかなる手段があり得るかという問題について検討を開始したということでございます。

○鈴木一弘君 そこで今度は別になります、いわゆる債権債務の問題が五十二条に載つております。四十九条できめたレートによつて債権債務についても表示がえをするということになりますけれども、これは債権者と債務者ではだいぶ利害が相反してくるわけなんです。そこでやはり為替差損の出るところもある。先ほどのように利益のあるところもある。損をしたところは税制面で補えたいではないかというふうな言い方でありまして、けれども、個人についてはさきで補償して、十月九日でもつて補償をつけたのがあるわけですから、ある程度私は給付金のようなもので差損というものを埋めるというのが正当な筋じゃないか、こういうふうに思ふんですけれども、この点はどうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 本土におきましても同じような問題がございまして、いわゆる為替差損についての補償ということはいたしません。これは税制その他において考へるという措置をとっておりますので、この点についてはやはり将来沖縄においても同じような措置がとられればいいんではないかと思つております。

○鈴木一弘君 時間がないので簡単にやりますけれども、すでに沖縄の経済は、この一六・八八%です、円が引き上げになつたために海上運賃も上がるというところになり、そのほかもうありとあらゆる物価にすでに影響している、二〇%高になつていっていることが現地からも——私はきのう問い合わせたんですけれども、生活費の高騰はかなわないという声で、すみやかに円の交換をしてほしいと、三百六十円でやつてほしいというところになつてきておりますが、そういうふうな物価の問題等、まあこれは別に対策費が出ております。増加するというような話を聞いておりますか。

ら、この点については触れなくてもいいんですけれども、やはりそういう点ではこれはもう早急に交換というのをしなきゃいけないんじゃないかというところが切実に感じられるわけですが、この点は一番大きな問題になりますので、ひとつ総理から御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 何かいい方法はないかと、こういうことでいろいろくふりして見ると、これは先ほど総務長官が申したのでございますが、それより以上にこの問題が投機的に利用されることも心配でございますから、それより以上は申しませんが、何かいい案があればそれをぜひとも採用したいという政府の考え方でございます。

○鈴木一弘君 これはちょっと蛇足になりますけれども、非居住者——沖縄にいる非居住者、いわゆる外国人のドルの問題も出ております。この点についてはどういふ考え方をもちましてしょうか、ちよつと伺つておきたいんです。

○国務大臣(山中貞則君) 先般のドルをチェックいたしました際も非居住者は対象外としたしております。また、復帰後、沖縄においては本土と異なり特殊な形態にございますから、非居住者が使うドルについては、それを使うことについては認める制度を残しますので、したがって、かりにこれが、復帰前の問題は別として、復帰の時点の交換にあたりまして非居住者の所得ドルというものは対象外になるということでございます。

○鈴木一弘君 時間がなからまゝとめて労働大臣と通産大臣にお伺いしたいんですが、労働大臣にお伺いしたいのは、一つは、実際に四が三百六十円から三百八円——まあそういうふうにワイダーバンドがついておられますが——になりました。ここで賃金が確定されますという、実質には三百六十円とときのレートでいけばいいと思ひますけれども、三百八円になったというところは事実上の値下がりという、賃下げということになるわけでありまして、これはかなり大きなものになるということ、百ドルの人が三万六千円もらったのが三万八千円になるということでありまして、これは

相当大きな金額になるわけですね。一体これはどういふふうに政府としては指導するのか、あるいはその賃金について何か政府として考えを持って、そういう差額についていわゆる時間をかけてといいますか、漸進的にというか、そういう方法をとられるのか、その点についてひとつ伺いたい。実際に賃金が下がる、しかも物価はますます上がつたように、もう上昇している。一体どうしたらいいのだ。それじゃ沖縄の県民は生活することもできない。いまの過疎問題以上にひどくなるというおそれがあるわけでありまして、その点について伺いたいと思ひます。

それから通産大臣には、これは沖縄アルミの件であります。これは法人として認可をされ、本土のアルミ会社五社が共同出資をした。しかし、政府のいままでの決定されたといひますか、認めたのは、一トンについて二万円ほど、現在は赤字が出るという見込みです。政府のほうから、それに対して一万円程度は出すということなんですけれども、これはアルミ会社はつぶれるだろう。今回一六・八八の引き上がったことで、もうすでに太刀打ちができない状態になっている。そうなるのと公害をまき散らす上に、立ち行かないところのものが沖縄に進出するの、こんなものを受け取つたら県民のほうも非常に不満でしょう。はつきり申し上げれば、沖縄にアメリカのいわゆるアルコアが出る。こういうことからできたものだと思いますけれども、アルコアが進出をやめた。この時点では、これは政府としても本気になって考えなきゃならないのじゃないか。もしあそこ公害企業かもしれないけれども、それを持っていくんだつたらば、これは採算のきつちつとれるような方法を考えなければ、沖縄の産業を復興することにはならないし、また、逆に採算点を割つて内地の本土全体の——日本全体のアルミの地金の価格が上がってくるようでは、これでは物価対策としてはゼロだということになる。この点は本気になつて考えてもらいたいし、私はむしろそんなものはやめてしまつたほうがいいのじゃないかとい

うことを強く感じるわけでありまして、その点について伺いたいと思ひます。

○国務大臣(原健三郎君) お答え申し上げます。これは一般的に申し上げますと、債権債務については、大蔵大臣が定められる通貨についての交換比率によつて交換されることになろうと考えます。しかし、お尋ねのように、民間における貸金につきましては、これは労使間においていろいろ急激な変化のないように、よく話し合いをするように琉球政府に連絡もとりたいと思ひし、そして双方において十分相談の上に善処されるように、政府とも連絡をとつてやりたいと思つております。

○国務大臣(田中角栄君) 沖縄アルミにつきましても、これも日軽金、住友化学、昭和電工、三菱化成、三井アルミの五社均等の株主構成といふことで、会社は四十五年の末につくられたわけでありまして、これはもうアルミ会社も進出するといふ意思がありますし、地元でも投資額が全部でもつて九百三十一億円、約千億になる企業でございますから、どうしても出てもらいたいといふことであつたわけでございます。そういう意味で、通産省としては公害を起すことはならないといふ問題が一つありますので、公害調整といふものを十分考えながら、こういう基礎産業的なものをもつて出る初めてのものとございますから、そういう意味では、ひとつ何かうまく出したといふことで、現地とも相談しながらやつておつたわけでございます。ところがその後、市況が非常に悪いといふことが一つあります。それから御指摘にありますが、二万円の差はありますので、これは一体長期的に原油価格その他どうなるのかといふ問題もございまして、電力の質的な——電力供給といふものは長期安定的でなければならぬ、その見通しがつかない場合も困るといふことで、いまボーリング等をやつておりますが、実質的には足踏み状態といふこともあります。半年ないし九ヶ月、いよいよの場合一年間くらい延びるかもしれぬといふことで、琉球政府との間にはいま連絡を

しておるわけでございます。いまその二万円を一体どうして引き下げるんだという問題では、二万円を引き下げられるためには、金利を低下せしめて五割として四千二百円とか、投資損失準備金三百九十円とか、地方税の免除が千五百円、重油価格の低減で七千円とかいふことで数字は合つております。合つてはおりますが、千億の投資をするといふことになつて、しかも内地よりもきついな海、金武湾の一角でございますから、そういう意味では公害といふものに対して万全の対策が前提であるといふことになると、やはりコストはどうしても上がりがけんであるといふことで、企業そのものも本土政府、これが投資に対する十分な保障といふことがなければ、なかなか推進ができません。中に入つて、それから琉球政府とも、現地とも、またこの沖縄アルミの構成会社の皆さんとも十分話し合いをしながら、これは一番初め出る千億の企業がやめになったといふことは、これもまた沖縄のために問題があるんです。ですから、非常にむずかしい問題でございますので、いまの状態を直視をしながら、合理的な結論を出していくといふことでございます。ですから方向としてはいままでどおり、少し延びておるといふことだけではあつて、これを取りやめるといふような状態ではないといふことだけは、結論的に申し上げておきます。しかし、現実問題としていろいろ通産省側でも、また地元でも、また沖縄アルミそのものも確認をしなければならぬ問題がありますので、ボーリングを進める過程において、並行的に合理化といふものに対する具体策を進めておるといふのが状態でございます。

○鈴木一弘君 労働大臣、先ほどの答弁では非常に不満です。私は実質的な賃金の格差がでかちやう、引き下げになる、一体どうするんだということについて、労使間で話し合えといふだけのことです。じゃ、資本のほうにこ入れするの、あるいはそうでなければ何か一方のほうへ、賃金についてはこままでの線でありなさいといふことを

特に、この国会に出されました中で、いま沖繩の電力問題は御承知のごとく、アメリカが持つておる公社、これが送送電を担当して、配電は別の会社に、私企業になっておるわけであります。この点についていま、現状を今後どうするんだ、こういう問題について、ひとつまずお聞きいたしたいと思ひます。と申しますのは、公社の場合

は下げなければいけないというような状態であり
ますから、必ずしも配電会社は妙味のある仕事で
はないわけです。そういう意味で、ある時期には
私は統合の方向にいくと思います。沖繩電力株式
会社そのものが九州電力では引き取りたくもない
というぐらいにあまりいい仕事ではありませんから
、妙味のある仕事でないということで、政府が

電気事業の再編成を沖繩においてやらなければならぬわけですから。そんなことをする必要はいまはないということ——これはやはり民間企業でありますから、これが沖繩の電力業者の上に非常に大きな障害になっておれば、これは当然統一をするようになりませんが——いま、さしたる障害にはなっておりません、制度上は純民間の企業であるところからいへば、

んなことで安定かつ適正な電気供給ができてくると
いう私は疑問を持つんです。だから、法律をつ
くらなければならぬなら法律をつくつたらしいと
思うんだ。ちょうど二月に供給認可のこれは更改
の日時になりますよ、来年二月に。私は、そうい
うときに、いままなくともこの法にいうように、
安定的でかつ供給が十分ならしめようとするなら

ば、一日も早くあれは一本化しなければ効率があらない。あるいはまた適正な電力は送れない。こういう事態がある。それははっきり申しまして経営者、あの経営者ではだめ、私が見た範囲においては、これは失礼だけど。なぜだめかと言うと、感覚が違ふんです。いろんな業種を兼ねて経営しておるんです。そんなものじゃないでしょう、電力は。配電統合の中では、電力はいままできっておるでしょう、いい悪いは別として。そこであつた、運送会社もやつてゐるわ、何々もやつてゐるわ、それで電気もこれは経営してゐるんだと。こんなものの考え方、実際の経営ではいゝわゆる公益事業を担当した経営者と言えないと思ふんですよ。これは政府ね、私企業であるからやむを得ぬのだというものの考え方は、これはおかしいと思ふんですよ。この点いかがですか。

○国務大臣(田中角榮君) 電力供給事業が公益事業であることは御指摘をまつまでもないことでございまして、あなたの御発言になっている趣旨は十分理解しておるんです。その意味で九配電会社も本土においてできたわけでございますし、そういう意味ではよく理解できるんですが、しかし、現実問題として、まず統合までの間には電力供給公社を沖繩電力株式会社に組織がえをいたします。そのときには、いまいろいろな形態にある複雑多岐になっておるところの中で、直ちに困るところはあります。それは電力料金を引き下げなければいかぬというところ、それは離島である。そういうものはいまの小さな——小さな中のまた小さな離島本位の、そういう配電会社でもって電力料金を引き下げるわけにはまいりませんから、これは吸収いたします。これは吸収に反対するなら、いまのままでいいから電力料金を引き下げなさい。こう言えば、引き下げられないんですから、これはもう統合する以外にはないということ、統合はいたします。話はついております。円満に引き継ぎます、こう言っておるわけです。そうすると、残るのは五つの配電公社が残っておるわけです。この配電公社が、究極には、沖繩電力

会社もまたある時期には全く民間的な株を放出するとか、いろんなことも考えられるでしょうが、これもやはり本土の電力会社のように、沖繩電力会社に統合することが望ましい。合理化ということになれば当然そうなんです。これから電力が値上がりする方向にあるというときに、いまの電力料金で押え、それよりも下げなきゃいかぬ企業努力を必要とすれば、合理化の方向においては統合するということになります。が、まあそこまでいかなくとも、せめて配電五社が一つになっちゃどうかという御指摘、まあそれはそのとおりだと思うんです。そのとおりですが、まあ沖縄復帰というときに、何でもかんでも一挙にみな現状打破をしてみようということも、まあ伝統のよさといいますが、電灯でございいますから、伝統を引き継ぎながら、徐々に改善をするというのがやっぱり政治だと思ふんですね。そういう意味で、いまのままでもってやっておつたら、いまよりも電力料金が上がるというなら、それはやります。しかし、それは政府のいろいろな政策的な協力によってやらなきゃならぬ問題もたくさんあるんですから、まず離島の分だけを吸収して、それから、その次の問題として、方向としてはあなたが言われるように、まず五社が一つになること。そして、将来は電力会社と一緒に――電力会社の処分もまた考えなければいかぬことです。それから、そのときぐらいいまでは、その配電会社の配電業務及び電力がどういう姿になるのかを、あなたも専門家でございしますから、そういうことでお互いが検討しながら、最善の道ができるだけ早くつくっていくという以外にはないんじゃないかと思つております。

○向井長年君　通産大臣の現状の説明はよくわかるんですがね、まあ何はともあれ沖縄振興という形になれば、まずエネルギーにいたしましても、国民生活にいたしましても、最も基礎になるものがある——そういう中から、いまのではアメリカ依存です。料金問題も燃料問題もアメリカ依存であります。ところが、これについては、一応政府

が買ひ受けて、一つの特殊会社をつくるというこ
とです。すなわち、これは本来、高い構想としては本土
と一緒に一化して一化化するのが一番いい方法。こ
れは直ちにできない。しからば公社をつくら
う、公社を特殊法人にして会社をつくる。まあ少
なくともそのときに沖繩配電も一本になって、一
つの会社にするのが一番いいんですよ。これも直
ちにはいけません。だから、暫定的であるが特殊法
人で発電、送電をそれで受け持とう。配電はまあ
しかたがないから、このままでいい。これは、これ
は促進しないと思ふんですよ。少なくとも配電は
一本化して、効率的に料金問題も施設の問題も改
善しなきゃならぬ。ここに私は焦点を持っていかな
きゃいかぬと思ふんですね。いま組合はね、電
力の全部の組合は一本化しておるんですよ、よろ
しいか。沖繩の配電であらうが、公社であらう

が、離席であらうが、全部一本化して、そしてそれを進めようとしているんだ、組合のほうは。一歩進んでいますよよね。ところが、経営者側がそれをなかなか受け入れようとしませんですよ。受け入れようとしない理由は何であるか、その受け入れようとしない理由は、先ほど言ったお山の大將で、自分の私企業として、自分の事業として、運送会社の事業、鉄鋼業者の事業と同じように考えて、うち内から出ようとしません。私は現地へ行つて、それを調べてきた。そこで、そういうことであるならば、政府は、場合によれば統合という立場から、二月の認可という問題があるから、この中で認可しないぞと、供給認可しないぞと、早くやれと、こういう促進があれば、またこれは促進になるわけです。それをやろうとしないところ、問題があるから、ちよつと通産大臣、そんななまやさしく思つたらだめですよ、これは。ほうつておいて、統合しなさいと言つたつてできません。こつちからてこ入れして、基本的な形でこれを解決しなきゃできない、こういうことを私は言いたいんですよ。総務長官、よく知つておられるね、実情を調査されたし、私たちも意見を申し上げましたから。この点を、通産大臣、やっぱり考

でやりなさい、やりなさい、自主的にやりなさいでは、これはできませんし、いま不満は、先ほど言うように、効率化だけの問題でなくて、たとえば一つの事故が起きたとした場合に、それに對する復旧の能力が何かなのか知らぬけれども、一週間ぐらいは停電してほうつておくところがたくさんあるんですよ。こんな状態、内地で許されますか、日本で。それでも私企業だからあたりまえだと、金がかかるからやらんでええというようにな、こんなことは許されるもんじゃないと思う。この点を私はいま力説しておるので、政府がやっぱり力を入れて、早く一本化する、期間ぐらいきめたらいいと思うんだ。二月に認可があるから、認可がひっかつたらいと思うんだ。どうですか、これ。

○國務大臣(田中角榮君) いま民間企業でござい
ますから、二月にひっかけるというよりな、そう
いうことではなく、やはり公益事業でございま
すから、沖縄県民の盛り上がる気持ちというものは
直ちにでてくるわけでございます。しかも、政府
もこの電力料金を据え置き、もしくはこれから発
電設備の投資に対していろいろな政策を必要とい
たしますし、また、いままでは相当な決算をして
おったものもみなこれから食いつぶさなければなら
ないような状態。そうして電力の供給はするが、
電力料金の値上げはできない、これは下げなけれ
ばならないような方向にある。こういうことであ
れば、そんなに私企業として妙味のない——公益
企業でございましてから、妙味があっちゃまた悪い
んです。そういうことで、まあ二月でなくとも、私
は、復帰後、通産省もそういう気持ちでだんだん
と指導してまいりますから、これは私企業がほん
とくに公益企業という性格のものに転化していく
過程のわずかの時間だと思えますから、これは私
が自然にそういうほうに指導してまいるというこ
とで御理解をしていただきたい。

○向井長年君 理解はしますがね、大臣の言われ
ることを理解しますけれども、過去において、お

○向井長年君 理解はしますがね、大臣の言われることを理解しますけれども、過去において、お

それ、公社がこういう形になってくるならば、公社とともに合併しろというような機運が総務長官のほうへ何となしにいままで出ておったんです。その機運がだいたい熟しておった。ところで、政府のほうで、それがもうそう積極的にやらぬでも、まず暫定的にこうやるんだとなれば、これはあなたと戻りしちやうって、いまその機運をなくしつづけるんです。そういうことであるから、私は通産当局で積極的にやはり一本化の方向、これをやはり進めれば、そうなると思うんです。それをあとさきしちやいかぬと思うんです。その点を私はまず申し上げておきたいと思ふんです。

○国務大臣(田中角榮君) 公益事業の性格に徴して、一本化のために努力をいたします。

○向井長年君 長官、どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは、向井議員の言われるとおり、私どもとしては、沖繩の公共電力のあるべき姿ということとを前提にして、本年七月一日に五社合併するという約束を取りつけて作業を進めてきたわけでありまして、しかしながら、内容については申しませんが、対人関係、その他意識の違い等がございまして、復帰までにとつても合併できそうにありませんし、かりに合併をしたとしても四社にとどまるだろうという観測を持っております。したがって、その途中で、私としては、それならば、国が全部責任を持つために、沖繩電力公社というのにして、私企業というものの存在を認めない形でいこうかという決意もいたしたわけでありまして、しかし、通産省の電力事情に対する基本姿勢としては、やはり一応、特殊法人の株式会社にしておきたい、そうしてやはり民営五社が一社になってだんだんその能力が出てきたならば、国もその援助等をしつつ、それに逐次株を開放して、本土の電源開発会社みたいなふう将来はしていきたいという気持ちで実務官庁としてございまして、私もやむなく一歩後退いたしておりますが、現在までの過程で振り返ってみますと、はなはだ約束違反で

あり、その公営企業に対する姿勢に遺憾な点がございまして。この点は、通産大臣も実情は具体的に御存じありませんので、またお話を申し上げて——それは事実行為については御存じありませんから、私のほうから具体的に申し上げて、そうして公営事業のあり方について、びしっとした方針を打ち出してもう一つありたいと思ふんです。

○向井長年君 そういふことで、ひとつ通産大臣、実情を十分知っていただいて、長官からも十分話をされて、過去の経緯から、そうして促進していただくということにしたいと思ふんです。

そこで、公社の現況をこれからの問題でちょっとお伺いしたいんですが、今度、特殊法人ができて上げられるわけですね。買上げられるんでしょう。買上げて、現物出資をするわけですね。現物出資だけですか、政府は。それとも、そこへきて、今後の問題として、資金的な問題もあわせてやるんですか。この点いかがですか。

○政府委員(三宅幸夫君) 今後の電源開発並びに設備の更新に要する資金は相当の量に達します。かつ、その資金コストをできるだけ薄める必要がございまして、来年度の予算要求におきましては、現物出資以外に、現金支出十五億並びに新しくできます沖繩開発金融公庫の特別の有利な条件の融資を要求中でございます。

○向井長年君 一般の株の公募についてはどう考えておられますか。一般の政府出資以外の株の公募はどうなんですか。

○政府委員(三宅幸夫君) とりあえず政府の現物出資、それから予算が通りますれば現金出資並びに若干沖繩県に株を持ってもらうことにしてあります。民間株の導入は、現在のところ考えておりません。

○向井長年君 将来の一本化の構想を考えるとするならば、いま電力会社は各社ありますが、こういうところにははずかでも株を公募する考えはあるんですか。

○政府委員(三宅幸夫君) この開発法の附則にもありますとおり、この新しい会社の将来のあり方、位置づけ、あるいは将来最も効率的な発送配電の一貫体制への移りかわりの手段、手だて等につきましまして、附則で十年以内の限時法の中で適当な時期に十分検討したい、こういう趣旨でございまして、また、そういう趣旨が附則に書いてございます。

○向井長年君 これからの特殊法人でできる沖繩電力は、やはりいままでは、言うならばこれはアメリカの経営でございましたね。したがって、燃料の問題にいたしましても、あるいは料金の問題にいたしましても、非常にこれは安く供給されておりますね。今後そういう料金問題が必ずくると思ふんですが、今後そういう場合に、やはりある程度充実した会社にならなければ、直ちに一般国民が——県民が犠牲を払うことになるわけですね。その点について、その会社の設立に対する、言うならば充実に、そのために株の問題、資金の問題、出資の問題、これは政府資金で全部まかなえるのか、あるいは沖繩県で若干持つと言われましたが、この点、間違ったところを要請しないのか、この点、どうなんですか。たとえば電費はいま政府出資でありますけれども、各社が株を持っていますね。そうして、一般も持っているでしょう。そういう特殊法人になつていくのか。それとも、政府出資と沖繩県だけで大抵いこうとするのか、この二つどちらかということをお伺いします。

○政府委員(三宅幸夫君) 返還の過渡期におきましては、十分な審議の余裕がございせんので、とりあえず政府の現物出資及び現金出資、若干の沖繩県の出資をもつてこの法人をスタートさせたいと考えております。将来これがどういふ姿になるかということは、もう少し現地の条件がいろいろ変動いたしますので、それが固まるときに十分検討したい、かように考えております。とありあへず、従来約二割前後の売り上げ高、利益率がございまして、そういう利幅は、米軍がとっておりまして特殊な措置によって生まれて

きたものでございまして、返還と同時にそういう条件が少し悪くなつてまいりますので、先ほど申し上げましたように、とりあえず電源開発に要する資金コストを薄めるために、資金コストを低くするために、政府の現金出資並びに沖繩開発金融公庫から低利長期の有利な融資を手当てしたい、かように考えておるわけでありまして。

○向井長年君 これは、とりあえずそういう形をとることはわかります、とりあえずということ。しかしながらこれは、たとえばいま答弁がありましたように、コストが高くなります。現に、燃料はどうなんですか。燃料がアメリカのよりな形で入つてこないで、上がるでしょう。まず第一に、そうでしょう。そういう形になるという点については、この点についてはコストは上がらざるを得ない。そうして、いま言うように、政府は現物出資はわかるけれども、現物出資じゃこれはならぬので、政府出資というものがあつて、そうして沖繩県出資があると、これでそういうものがまかなつていくのかどうかということですね。とりあえずというけれども、それをまかなつていくのかどうか。今後の見通しはどうなんだと。せっかくつくった以上は、健全な形の運営にしなければならぬでしょう、資金的に。そういう問題がそういう形でまかなつていくのかどうかという問題。やはり燃料その他の全部を通して——施設とか、これから開発もあるはずだ、未点灯の開発をしなければならぬでしょう。そういう問題もあるから、いまの配電会社ではこれはできませんよ、少なくとも。今の度、特殊法人がみんな受け持たなければならぬ。こういうことがございまして、できますかというんです。とりあえずはわかるけれども、できますか。

○政府委員(三宅幸夫君) 建設勘定にかかわるコストの上昇要因につきましては、ただいま申し上げました政府の産投会計からの出資並びに開発金融公庫による特別の有利な条件によって極力安い電力コストに抑えてまいりたいと考えております。

す。一方、経常経費的な面につきましては、従来公租公課がかかっている、あるいは重油価格が比較的安い、あるいは地代が安いとかいうような有利な条件がありましたために、公社は約二割の売り上げ高利益率を持っておられたわけでございますが、こういった経常経費に対する経理の悪化要因は、復帰と同時に生ずるわけでございます。そのために、重油につきましては、極力行政指導によりまして、あまり大幅な引き上げにならないように、また関税につきましても、とりあえず五年間は関税を免除するという措置をとっております。また、財務諸表に關していろいろ問題のございまして、耐用年数の問題でございますが、耐用年数の短縮に伴いまして、やはりコストの上昇要因がございまして、これは今後前向きな資金対策において吸収をしてまいりたいと、かように考えております。

○向井長年君　そうすると、大臣、これは当座は民間には依存しないということですね、民間に依存した形をとらないと。たとえば株の問題、出資の問題にしましても、もうその範囲内でやろうと、当分は。そういうことに了解してよろしいですか。

○国務大臣(田中角栄君)　電力供給会社から株式会社になるわけでございます。株式会社の内容は日本政府がほとんど持つという、こういうことでありますので、この法律をいま御審議をいただいておりますが、十一年間というものは、やはり政府が中心になってやらなければ、いま御指摘になつたように、アメリカ軍がやっておつたので、無税の重油が入っておつたり、いろいろな問題があるんです。アメリカ政府が金を長期低利で貸したり、いろいろなことで安いい電力を安定的に供給しているわけですから、これにかわる政策を全部国内的にやっておつたというものもありません。しかし、それをやるとすれば、本土でもって電力に対してやっているものを、まず沖縄電力にやるといことが一番簡単にできるわけでございますが、沖縄の電力料金は、いま言つたよう

に、いろいろの特殊な要因があつて、安定的な電力が供給されておつたわけですから、まずいま復帰でもって引き継ぐという場合は、とても理想的な姿にはなりませんから、十年間という暫定的なものとして、政府が中心になって、いまの沖縄の、アメリカが中心になっておつたものを、日本政府が中心のものに切りかえる。十年のうちにどうするかという問題は、これは株をどうするか、いろいろあなたの御指摘になつたように、琉球電力はだれが持つのか、また近くの九州電力が幾らか持たないとかという問題は、また別にその間に考えていけばいい問題であります。それで、電力料金は上げられないということでありまして、これからは先ほど申し上げたように、八万五千キロ、十二万五千キロの二カ所の発電設備をいまやっているんですから、そういうものに對しては資金上、税制上の優遇をすればいいし、また年度の電力会社ができる過程における援助は、先ほどもある申し述べたように、いろいろの政策を行なつております。そうして、いままでは特殊な状態で無税でしたから、二〇％余の利益を上げておりましたが、政府が持っている電力会社が利益を上げることはいい。ないというよりも、電力料金を安定化するのが本旨でありますから、そうすると、先ほど申し上げたように、その利益勘定に出ているものが食いつぶしをされて、電力料金の安定化がはかられていく。それでなお足らなければ別の政策を加えなければならぬということになります。これはどうして政府の責任でもってやらなければならぬようにしたたら、民間に幾ら移したくても、民間では引き受け手がなくなりますから、どうしても政府が主体で続けることになりまして、そうでなければ、特殊会社にして法律でもって恩典のある半官半民になるでしよし、そうでなく、制度が定着をして、民間企業としてやつていけるようになれば、民間に放出できるということは、十年の間に結論を出せばいいと、こういうことであります。

○向井長年君　そうすると、政府のいまの考え方としては、料金は現在のままで据え置いていく、卸し売りですね、まあいわば配電に對する卸し売りの、これは上げない。いま沖縄の料金は安いのですよね、内地より安い。このままで据え置いていくのだ、それに対するカバリーは政府が見ていくのだ、特殊会社に対して見ていくのだ、政府はカバリーする、したがって、料金は上げない、こういうことは明確に言えるのですか。

○国務大臣(田中角栄君)　おおむねそういう考えでございます。

○向井長年君　そのために、それを上げないために特別の合理化といいますが、人員の削減とか、いろいろな問題に對して何らか指導し、示唆するつもりはありますか。

○国務大臣(田中角栄君)　これは絶対的に上げないということではないのです。さつきから申し上げていくように、計算をしていきますと、上げる要因ばかりたくさんありますが、上げては困るの、政府主体の電力株式会社をつくつたのですと、こう言つておるのですし、しかも、上げないためには、また内地からこれらほとんど企業が進出したり、発電設備に對しても投資をしなればならぬから、そういうものに對しては政策的に救済をしてまいりまして電力料金を上げるように努力をいたします、こう言つておるわけでございます。ですから法律で電力料金を上げない、こういうものではございませんが、上げないことを前提にして政策をやっている、またお答えをしておるということは事実でございますから、では、上げないのですかと、こういうふうに見られるのは、これは当然だと思ひますし、私も法律で上げませんと書いてないのですから、おおむねそうでございますと、こう申し上げておるわけでございます。そして、そうするためにはお互いに譲り合ふなければいけないから、すぐ人員の整理、合理化などを行なわなければならないことですが、それはそういうことをいまま全然日程的には考えておりません。これは合理化が進むならばまあ

統合とか、いろいろな過程において自然に整理をされていくということであつて、この沖縄の電力をそのまま電力料金を据え置くために一〇％の人はいつまでにやめてもらわなければいかぬ、そういう四角定木なことは全く考えておらぬということをおし上げておきます。

○向井長年君　特に政府が出資をして政府がやはり相当な発言力を持つのですよ。そういう中では料金問題を押さへようとするならば、ある程度正しい合理化をやらなければいかぬと思ひますよ、われわれも。したがって、そういう意味において非常に押しつけが—資金を持っているのだから、こつちが。そういう中でやはり押しつけというものがその会社に出てくる可能性もあるから、その問題を特に私は念を押したわけですよ。やはり適正な合理化というか、近代化というものは今後ますます進めなければならぬということは前提ですけれども、そういう中で、一番問題になるのは、今度新しくできるところは、やはりいままでのアメリカ力が持つておつた中で、公社の總裁とか、人事問題があるわけですが、これはほんとうの雇われ管理職ですよ、権限があるようでない。今度はいきませんね。したがって、この人事問題については今後どういう構想でもつていくことをするのか、なかなかこれはたいへんですよ、大臣。それは必ずしも——この問題は安易に考えれば、さつきの配電公社と同じことだと思ふ。これは私は十分な、むしろ少し段階であるから、将来また統合を考へての中であるから、この問題についてはどう対処されるのか、現状のままでいくことをするのか、現状、まあ總裁、副總裁とおりますけれども、あるいはまたそれに対してある程度の適任者を選んでいくこととするのか、その点、これは大臣から答へなければいかぬので、そういう問題ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(田中角栄君)　政府が実質的には選任をするわけでございますから、いま議論がございましたように、沖縄電力株式会社の持つ公的な使命は非常に重大でございます。これが安定的に質

のいい電力、低廉な電力を供給できるかできないかによって、千億の投資力を持つ沖縄アルミも、先ほど申し上げたように、それがきまらなければ投資をはっきりしたしませんが、こう言っておるのではありません、沖縄のこれからの発展計画の基盤であり、重要な問題でありますので、そういう公的な会社、使命というものが完全に遂行できるような資格者を選ぶということだけは基本的に申し上げておきます。

○向井長年君 もう時間ですからこれで終わりますが、他の中小企業問題をやれなくなりまして申しわけないのですが、特に、未点灯がだいぶあるのです。開発をしなければならぬというところ、これは新しく電源の開発だけではなくて、配電の未点灯に対する供給という問題が残されておると思うのです。これはいままでは、五社配電のほうに能力がないからやらない、これはほんとうは五社がやらなければならぬ問題です。いま公社がやるべき問題じゃないと思うのです。こんな特殊な会社がやるべき問題ではないと思うのです。こういう問題について現状のような配電五社ではこれまた不可能、こういう点を特殊会社が手をつけようとするのか、ほうっておかれませんか。これはそういう問題を今後どういうふうに移移されるのか、この点をひとつお聞きしたいと思っています。

○国務大臣(田中角栄君) 沖縄県の電力問題は通産省が直接責任を負うわけでございますから、これはひとつ徹底的に調査をいたします。そして、私もこの間から聞いておりますと、まだカラーテレビが入るというのには、わかりませんが、テレビが入るのには何年後だとか、いろいろな問題があります。そういう中に御指摘になったように、台風でもって架線が切れるとそのまま送電がとまることが何週間とか、いろいろな問題もあるようですし、また電力の問題では相当問題があることもわかりますので、これは通産省が責任を持って何年間で行いたします。その事業体はどういたしますかというものは、ひとつ復帰が実現すれば通産省が責任を負います。負ってまいるように努力をいたします。

○向井長年君 時間がまいりましたのでこれで終わりますが、通産大臣、その意欲がどうかです。大いにひとつがはばっていただきたいと思います。ところが、まだ十分詳細に通産大臣はわからぬと思うのです。山中長官はよく知っておりますから、ね、はつきり言うならば、配電の中でそんな施設とい

いますか、施設、配電線、こんなものはめっちゃめっちゃです。これを整備するのは金も要りますよ、そういう問題を彼らにまかしてはできない、これを十分ひとつ調査されて、ここに書いてあるように適正な、円滑な、豊富な電力供給のために、これは産業の、国民生活の基盤でございますから、これを推進していただくようにひとつ強く要望しまして、私の質問を終わります。総理、御苦勞さまでした。

○委員長(長谷川仁君) 星野力君。

○星野力君 私は、まず沖縄の基地労働者の問題についてお尋ねしたいのですが、返還に伴って米軍基地労働者の雇用関係が変化すると思っておりますが、その具体的な手続について、ごく簡単によろしくうございましてから御説明願いたいと思っております。

○国務大臣(福田赳夫君) いわゆる直接雇用から間接雇用に変わるのであります。

○星野力君 その変わる場合の手続ですね、それをお聞きしておきます。

○国務大臣(福田赳夫君) 今度は日本政府と軍務者の間で労働契約を結ぶ、こういうことになり

ます。

○星野力君 おそらくアメリカ側からいまして働いておる人たちのリストとか何か出ると思っておりますが、アメリカ側が日本側に労働者の名前を知らせて事実上それを引き続いて雇用する、そういうことですか。

○政府委員(島田豊君) 現在米軍あるいは米軍の中にあります諸機関に雇用されております従業員を引き続き米側が雇用いたします場合には、先は

ど外務大臣から御答弁がありましたように、わが国が雇用主となりまして米側がそれを雇用するといふ、いわゆる間接雇用形態になります。この手続につきましては現在給与その他の労働条件等につきまして日米間で協議中でございます。この協議がまとまるといいます段階におきまして、組合側と十分お話し合いを申し上げ、さらに米側とも折衝することになるかと思っております。

そこで、いま御指摘のように、引き続き雇用されるという者につきましては、わが国のいま本土にありますが各種の契約、つまり基本労働契約なり、あるいは諸機関労働協約なり、こういう契約に基づきまして引き続き雇用が行なわれる、こういうことになるわけです。

○星野力君 現在働いておる人がそっくりそのまま引き継がれるということならいいんですが、その間に人数なんかの問題ですね、変化が考えられるのですか。

○政府委員(島田豊君) 米軍の基地の縮小に伴いまして、それからやはり若干の解雇者というものが出てくるのが予想されます。私どもとしては、一挙に大量解雇が出ることはないように、十分米側とも折衝いたしたいと思いますが、若干の解雇者が出ることは避けられないというふうに考えております。

○星野力君 その場合、いわば選別が行なわれるわけですが、その選別に対して日本側も相談に乗るのですか、どうですか。

○政府委員(島田豊君) 具体的な人につきまして一々相談に乗るということはないと思っておりますが、本土の場合でございますと、一つの職場がなくな

りまして、それに伴いまして解雇が行なわれる場合には、大体従来の慣行からいいますれば、若年者のほうから解雇されると、こういうことになっておきますので、大体そういう原則がとられるかと思っておりますけれども、個々の人についての相談は受けたいと思っております。

○星野力君 私たち心配しますのは、その際に、米軍にとって好ましくない人物をリストに載せな

い、引き継がないというようなことが起こることです。そういうことが起きると、これは不当労働行為を構成するわけであります。政府は日本人労働者の権利を守るためにそういうことのやれないようにする責任があると思っておりますが、それについてどうお考えになりますか。

○政府委員(島田豊君) 原則的には、先ほど申しましたように、比較的若年のほうから解雇されるということでございます。具体的にどういふ人を解雇するかというところにつきましては、やはりそれぞれの職場の変更によりまして、ある一定の職種がなくなるというふうな形においてその該当職種の者が解雇されると、こういうことになるわけでございます。その間にいわゆる不当労働行為的なものは、本土の場合にありまして、最近はそのようなことはございません。

○星野力君 政府の説明をこれまでお聞きしますと、日米安保条約及びその関連取りきめというものが変更なく沖縄に適用されるということであり、本土並みに沖縄に適用される安保関連取りきめの中には、当然、地位協定が含まれると思

います。そうですか。

○政府委員(島田豊君) 現在の地位協定の十二条四項で、「現地の労働に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される」ということがございまして、その他の条項がございまして、この地位協定がそのまま適用されると、こういうことになるわけでございます。

○星野力君 沖縄協定第七条の三億二千万ドルの対米支払いの問題ですが、あの理由の第三のところにあがられておる事項ですね、「アメリカ合衆国政府が復帰後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなる」云々とありますが、これは何を意味することでありませうか。

○政府委員(島田豊君) 今度の返還協定第七条にございまして「アメリカ合衆国政府が復帰後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなること等を考慮し」と、これはこの七条関係の合

意議事録がございまして、ここで、沖縄における「合衆国軍隊の日本国民である被用者について復職後に行なわれるべき退職手当の計算及び支払に關し」……。

○星野力君 わかりました。

○政府委員(島田豊吉) この条項でございまして。

○星野力君 それに該当する金額が七千五百万ドルということではございまして、この七千五百万ドルの根拠はどこにあるか。退職金の差額にしては一見多過ぎるように思われるのですが、どうしてそういう数字になったか、簡単に御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(前田多良夫君) お答えいたします。

これは、ただいま御答弁がございましたように、復職なかりせば米軍が負担したであろうところの退職金と、復職によりまして本土の退職金の計算方式を復職前にさかのぼりまして、つまり雇用期間を通算いたしまして支給することになることとの差額でございまして。その場合に、復職時におきますところの人員でございまして、これは、昨年十二月初めの人員から過去の変動率等を勘案いたしました、約二万一千人と仮定したわけでござい

ます。また給与は、昨年十二月初めの給与から過去の上昇率、これは年率約一〇%ということでこれを考えたわけでございまして。それから復職前にそれは大体どの程度の勤続年数があつたかと、これは過去の計数でいいますと、平均十年ということとございまして、十年というふうに仮定いたしました。それから復職後は十五年間で全員が退職する、これが本土の実績でございまして、そういう仮定をとったわけでございまして。それらを前提といたしましてこれらの計算をいたしますと、約一億ドル程度になるものでございまして、これは五年間で先払いするようになつてくる部分がございますので、その分は金利分として差し引きまして、約七千五百万ドル、こういうふうな計算をいたした次第でございまして。

○星野力君 いま言われた二万人というのは何でございましてか。

○政府委員(前田多良夫君) 約二万一千人でございまして、これは来年四月一日に復職するという前提で、四月一日現在におきますところの一種二種の雇用員でございまして。

○星野力君 そうすると、毎年の退職者を平均してどういふふうに見ておられますか。

○政府委員(前田多良夫君) これは復職後十五年間に平均いたしまして均等に退職する、こういう仮定をとっております。

○星野力君 均等に退職するということ、一年間二千人ということですか。もっと少なくなるかな。十二月十一日の衆議院の本委員会では、やはり前田政府委員から上原委員の質問に対する答への中で、毎年平均二万人がやめるといふような答へが

ありますが、そのとおりなんですか。

○政府委員(前田多良夫君) そういふ答へはした覚えがございませぬのですが、ただいま申しましたように、十年間の勤続の方々が復職後十五年間に全部退職する、そして一応、毎年均等退職という前提をとった次第でございまして。

○星野力君 この議事録にはあなたの発言として「復職後十五年間に毎年平均して約二万人の方々がやめていかれる」と、こう書いてあるわけですが、それはいいとして、いまの御説明でもわかりますように、これは基地労働者の退職金の一部を事実上日本側が負担することでありまして、明確に地位協定に違反しておると思つたわけでありまして。地位協定の二十四条一項には、「日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけるなかで合衆国が負担することが合意される」と、こうありまして、二項には、この施設・区域の提供費、つまり土地代その他を言つておるだけであつて、こういう軍隊の維持費といふことは書かれておらない。米軍基地に雇用される労働者の人件費、労務管理費、そういうものをはじめ、米軍の駐留費はすべて米軍が負担するといふことがはっきり書かれておりますが、こ

れはきわめて明白な規定であります。それにもかかわらず、協定第七条のさつきあげた個所は、この地位協定二十四条の第一項、この規定にはつきり違反しておるのではないかと申ひます。違反しておると思ひますが。

○政府委員(井川克一君) 先ほど前田審議官が申し上げましたとおり、この七条の合意議事録に於いて、一九五二年四月にさかのぼりまして、しかも日本内地で行なわれておりました間接雇用の労働基本契約といふものをさかのぼりまして適用するわけでございます。そして、その差額を見ようといふわけでございまして、これは別段、もともと復職なかりせば、アメリカ軍が払うものではございせん。たいへんな労働者の上積みになるわけでございまして。これは沖縄における軍務その他の強い御要望によりまして、私どもいろいろ考へまして、そして労働者のためにも、また日本政府とアメリカ政府との間の、公正妥当な解決をはかるためにも、これが一番いい方法であるといふことを考えたわけでございまして、二十四条はその退職金ももちろんアメリカ側が負担いたしますが、この場合における退職金と申しますのは、普通の状態においてアメリカが負担すべき退職金である。この場合はその上に上増しが積んである、こういうことでございまして。

○星野力君 説明を聞くと、なかなかむずかしい問題のようではあります。先ほどは返還がなかつたらアメリカが負担する必要がある費用だといふ意味のことを申されたが、どうもそういうことは絶対に言いわけにはならぬように思つたわけであります。返還後、この安保条約や関連取りきめが沖縄に適用されるということ、また退職金制度が本土並みになることはアメリカ側も承知の上での取りきめが行なわれておる。地位協定の規定からしても、問題の費用が、アメリカ軍隊を維持することに伴う経費の中に入らないといふことは、どうしてもこれは解釈できないんですが、そういうふうに解釈できるとしたら、それはそのほ

うがおかしいんじゃないかと思ふ。私は明らかにこれは地位協定の違反だと思ひますが、したがつて、この責任をどうするかという問題があると思ふんですが、もう一度その辺についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(井川克一君) 地位協定は復職と同時に適用になるものでございまして。間接雇用労働基本契約も復職と同時に適用になるものでございまして。それ以降のものにつきましては、これはアメリカ軍が払うといふことは当然でございまして。しかし、先ほど申し上げておりましたように、一九五二年四月に基本労働契約をさかのぼつて適用して、その上積みの分を日本が支払うといふわけでございまして、地位協定二十四条と全く違反しないわけでございまして。

○星野力君 先ほどの前田政府委員の御説明によりますと、返還後における賃金ベースのアップ、それ退職金の支払いの中に基準として織り込まれていくわけでございまして、そうしますと、これはやはりアメリカの責任においてやられることだと、そこからも考えられるんじゃないですか。

○政府委員(前田多良夫君) 先ほど申しましたのは、退職金の計算の場合には、退職時における給与が幾らかと、こういうことが基本になりますので、退職時における給与といふものが毎年一〇%ずつ上昇すると、こういう前提で計算いたしました、こういうことでございまして。

○星野力君 どうもわからないんですが、実際には返還時に前の退職金は払われなくて、そのまますつと引き続いておる。そしてこれが実際に退職して支払われるときには、その後の賃金アップも計算して基準にして支払われると、こうなりまして、どうしてもこれはアメリカのやるべきこと、地位協定からしまして。しかも返還十五年後も見通して日本政府がいろいろめんどろを見なければならぬといふのはどうも理解しにくいんですが、

ちょっと。そこで、十五年後といふことを言われましたが、政府は一体いつまで沖縄に米軍基地の存続を許しておくつもりなんです。これは総理が一番いいと思つておるがね。総務長官、この

間、十年でもって首をかしげてしまったので。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいまの、何年後までということが言えないんです。これ以上ふえるという事はありません。しかしながら、これからどういふテンポで減っていくか、これは国際緊張がどうなるか、極東情勢がどういふ変化を来したか、これに従うことでありまして、いま予見はできませんでございす。

○星野力君 どうも金の問題というのはわけがわからないんですが、返還金、貸金も退職金も日本政府の手を経て支払われるのでしょうか。それなら退職金の差額を日本政府から退職者に払えばいいわけ、それを先にアメリカ側に渡すという根拠は一体何ですか。どういふ必要からそういうことが起こっているのですか。これは大臣だろな。

○政府委員(井川克一君) 現在地位協定のもとにおきまして、間接雇用になっております基本労務契約が適用され、それに従いまして退職金も一つの系統によつて支払われているわけでございます。アメリカ軍が全部支払っているわけでございます。この制度、先ほど来申し上げておりますことによりまして、日本側が負担いたしまして上積み分を別々の労働者に支払うということもなかなかむずかしい問題でございます。それよりも日本内地で行なわれておりますように、基本労務契約をきつちりやりまして、それによりましてアメリカ側が一括して支払う。しかし上積み分がある。それは先ほど申し上げましたような計算方法に従いまして、一括してこの三億二千万ドルの中で支払うて、そして現在内地で行なわれております方法と同じようにやるのが一番便宜だと、こう考えた次第でございます。

○星野力君 どうも答へになっておられないじゃないですか。実際には日本政府の手を経て払われるんでしょ。それなら日本政府が払うとき、何も一度にみんなやるわけじゃありませんから、そのつど払っていったらいいわけだ、日本政府が。なぜそんなアメリカに先にまとめて渡ししてしまうのか、こういうことを聞いておるんです。

○政府委員(島田豊君) 本土におきます退職金の支給率と沖縄における退職金の支給率が異なっております。たとえば勤続年数十五年というのを見ますと、人員整理の場合におきまして本土が一〇〇としたしますと沖縄は七〇・八、それから同じ勤続年数で自己退職をいたしました場合の退職率は、退職金を比較してみますと、本土が一〇〇の場合に六二・三と、こういうことでございまして、まあアメリカ側としましては、沖縄の退職金をすうっと今後延ばしていくというその場合の退職金の支給率と、それから本土にまいりまして、本土並みの退職金の支給率というものを支給する場合と、そこに差額が出てくるわけでございます。したがって、その差額を一九五二年から起算いたしまして、この場合に、本土で、本土といいますが、日本政府が支払うと、こういう趣旨がこの中にあるわけでございます。

○星野力君 幾ら聞いてもそれはわからないんですが、なぜこんなやり方をするのでしょうかね。とにかくおかしい。そして私は地位協定違反だと思ひます。それから積算の根拠にしても何か十五年先の貸金ベースまで考へてやっております、何か実際の貸金ではないと思ひます。この問題は何かの理由をつけて日本政府としてできるだけたくさん金をアメリカに渡す、そのために理屈をつけた退職金の格差を口実にしたと、そうとしか受け取れない。そういうことが一体許されていいものかどうか、もちろんよくないわけですが、そうじゃないんですか。一体どうしてこういう支払う方がやられたか。これは外務大臣ひとつ聞かしてくださ。

○国務大臣(福田赳夫君) 今度の支払い交渉におきまして、まず資産小計、これが一億七千五百万ドル、それからいまだお話しした労働者の負担分が七千五百万ドル、それからさらに七千万ドルの上積みをした、この上積みに対しては、アメリカからかなり多額の要求があつたんです。しかしながら、そうそう支払うわけにもいかぬ、こういうので、ずいぶん多額の要請をございましてたけれども、まあ値切つたという話があるかもしれないけれども、われわれはいたしましては、ただいまの二億五千万ドルと、それから、これから米軍が引き揚げていく、その際に相当多額の資産をたて置いていく、それから校問題がある、あるいは特殊部隊の撤去問題がある、そういうようなことを考慮いたしまして、総計三億二千万ドルと、こういうふうにしたと、こういうことでございす。

○星野力君 実際はこの七千五百万ドルとか、七千万ドルとかということじゃない、ごつちやにして三億二千万ドルと、こういうことですね。沖縄の基地労働者の待遇を返還後に改善していかなくやならぬ、これは当然であります。けれどもそれを名をかりたところの、いまの七千五百万ドルといふのは、それに名をかりたアメリカに渡すほんのつかみ金、まあ別のことばで言へば施政権買取りの資金の一部というふうな性格のものではないかと思はれるわけですね。どうもいままでの説明だけでは、地位協定と別の問題だと言われますけれども、こういう金を出した法律の根拠、あるいは政治的な判断の根拠というのは何ですか。

○政府委員(井川克一君) このための法律の根拠といふものは別にないわけでございます。先ほど来申し上げておりますように、日本側がこういう措置をしていくということによりまして、アメリカ側に上積みをするというところでございすので、これが非常にすべての人のために公正妥当なる措置である、こういうことでございまして、たとえば、ことしの四月の沖縄全軍からの要請書にも、退職金をアメリカが払わないで、それを一応日本政府が保管してくれというふうな要請書があつたわけでございます。また、また皆さま方の御意見も聞きまして、またアメリカ政府と打ち合わせまして、このように公正妥当なあれをとつたわけでございます。全軍の方々もこれで御満足を得ていると、私どもは思ふわけでございます。

○星野力君 外務大臣、いまの答弁のとおりでよろしうございすか。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいまの答弁のとおりでございます。

○星野力君 まあ外務大臣、これまでこの問題について高度の政治的判断に基づくというふうなことも言われて、きょうはまあ言われたいですけれども、高度の政治的判断、それから先ほどの御説明、要するに、これは世間のことはで言へばつかみ金、その性質から言へばこれは政治的なやみ取引と言つてもいいのだと思ふのですが、こんな金を払ふ必要が一体あるのでしょうか。アメリカ側は、協定の審議をやつた上院の外交委員会でも、御承知のように、ロジャース國務長官をはじめいろいろ説明しておりますように、沖縄の施政権返還によつてアメリカは多額の金を節約できるのである、そう言つておる。その上にさらにこんな金を払い払ふ必要があるものかどうか。まるで沖縄返還金を取引しておるようなものであります。私はいろいろ言われたけれども、これは地位協定二十四条一項に対する違反だと思つております。私は高度であるが低度であるが、政府の政治判断によつてこういう国際取りきめや法律に対する違反が許されてはいけない。そういう立場からこの問題の責任を問おうと思つていすので、どうですか。協定違反じゃございせんか。外務大臣自身ひとつ。

○国務大臣(福田赳夫君) これは協定違反であるどころか、もしこの取りきめをしておきませんと、わが国の軍務者に対する支払いが軽減をされる、米軍労働者として勤務した期間の米軍のペイ、それに対する評価がこれは減少する、こういうことになる。これは私は軍務者のために非常にいいことをやつたと、こういうふうにかえております。

○星野力君 私が言つてゐるのは、これはアメリカに払わせないやならぬと、そういうことを言つてゐるのです。しかも日本政府は、ある面では二十四条一項に対しては非常に厳格にやつておる点

もあるのです。一昨年七月八日の衆議院の内閣委員会、米軍基地に働く国家・地方公務員、防衛施設庁の勤務者の職員とか、県の海外労働関係の職員とか、この給与がアメリカから支払われている問題、これは当時新聞でも大きく取り上げられた問題です。毎日新聞は一面のトップで「米軍給与の多額な公務員」と大見出しでこのことを報道しておりますが、この問題について当時の山上防衛施設庁長官はこう言っております。これは安保条約に基づく地位協定第二十四条が根拠でございます、その第一項に云々と、いわゆる施設・区域を提供するための経費、これは日本政府が負担すべきであるが、それ以外の経費はすべて米軍が負担することになっております、私はどうしてもやはりこれに該当する経費だと思っております、そうじゃないでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫) まさに返還日までの給与につきましては米軍が一切の責任を負います。これは一応普通にやれば返還日に解雇になる、そして新しくわが国が雇用をする、こういうことになるわけですね。その返還日におきましては、米軍労働者に対して少ない額のアメリカ基準の額が支給される、こういうことになる、それを防止しよう、こういう趣旨でさうな協定を結んだと、こういうことでありまして、地位協定の違反とは考えておりません。

○星野力君 私は返還後にこの退職金を返還以前の分にさかのぼって払うということなら、これはやっぱり米軍の維持のために必要な経費として米軍が支払うべきものだ、その返還のその時点において払ってしまった、そこで始末がついているなら別問題ですけども、アメリカも支払わないで延ばすことを利益としてこういう取りきめをやっているからには、これはアメリカが支払うべきものだ。それが地位協定からしても当然なアメリカの義務になると、そう考えます。もう時間がないので、あんまり言い合っておるわけにもまいりませんが、私は大体、この問題だけじゃありませんけれども、日本政府の態度が弱過ぎる、卑屈であ

ると思ひます。二十三日のあの記者会見で、ロジャース國務長官が言っておるじゃないですか。日本はアジアにおけるアメリカの安全のためのキーストーンだ、またアメリカと日本が相互信頼を保つことが決定的に重要なんだと、こう言っておるでしょう。日本がアメリカにとって大事なんですよ。この沖繩協定や関連諸法案、それらに示されておるようなこういう態度ではなしに、こんな態度はアメリカに対しての必要はない。もともと日本が胸を張って、アメリカと交渉できる立場に日本はあるんだと、こう思ふんであります。もうすぐ総理、サンクレメンテの交渉の場におもむかれるわけですが、どうですか、日本はもつと胸を張っていろいろな問題を取りきめなきゃいけない。いままでのこの協定やその他においてやったことでも、悪いことはもうやめていかなきゃならぬと思ふんですが、総理、いかがですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) せっかくの星野君の御意見ですが、私はいままでアメリカと交渉した外務当局、ことに外務大臣、これは胸を張って、ときにはなかなかアメリカの高い鼻も折り曲げて交渉したと、かように私考えておりますので、政府は皆さん方の鞭撻を受けて、その線に沿って十二分に国民の利益、それを守る立場で交渉したと、かように思っております。

○星野力君 これでやめましょう。

○委員長(長谷川仁君) 喜屋武眞榮君。

○喜屋武眞榮君 私、初めに通貨切りかえの問題について質問いたします。

まず、総理にお尋ねいたします。沖繩の通貨切りかえの問題につきましては、非常に深刻な問題だと思ひます。立法院の決議によりまして、沖繩経済は壊滅的な危機に直面しておると、こう結んでおるのであります。その実情に対して、結論的には一ドル対三百六十、そして直ちに切りかえてほしい、こう一貫して訴えておるのであります。それ

に対して総理はどうお答えになるでございましょうか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 円が強くドルが弱い、これがドル圏の生活をしておられる沖繩の県民にとりましては、これはたいへんな問題だと、かように思っております。近く祖国に復帰すると、その場合にわれわれがかせいだドルは一体どうなるのか、これはほんとにたいへんな思いだろうと思ひます。でありますからこそ、この前、変動制に移した際に一応の処置はとりました。そうして、最も目に見えて不当な扱いを受けられる、あるいは損害をこうむられると、かように考えられる学生、長期療養者、また内地の物資等の移入に生活物資が八〇%も依存しておるのだから、そういうことで、物価の値上がりに対する対策は一応とったはずであります。また、その際に一応三百六十円で換算すべき金額等の登録も済ましたわけでありました。しかしながら、今日固定相場になつた。三百八十、これがきつた。まあ、従来のような、将来一体どこにいくだろうかというような不安は一応なくなつた。しかし、今度は現実の問題で三百六十円と三百八十円、五十二円の差、これは一体どういうふうにしてもらえらるだろうか。これが沖繩の県民のひとしく不安に思つておられることだと思ひます。これらの点については、大蔵大臣あるいは総務長官、これなどが現地の皆さん方とたびたび交渉もし、十二分に御意見も伺ひ、それに對して何らかうまい処置ができるならこれでもいたしたいと、かように考えながら、大蔵大臣、外務大臣、山中総務長官など、この問題と取り組んでおるようです。しかし、ただいまの状況のもとにおきましては、いわゆる底の抜けた円・ドルの交換というわけにもいかない、こういうことでずいぶん苦心している最中だと思つております。何か意味を持たしたような答弁をすれば、必ず我機能的要素もそこに加味されると、かように思ひますので、私はこれより以上のことを申し上げない、申し上げることもできませんが、われわれは一応最も緊急を要するものについては対策がとれ

たと、かように実は考えておりますので、なお詳細についてはそれぞれの大臣からお聞き取りをいただきたいと思います。

○喜屋武眞榮君 円切り上げに關する政府声明の中から受けとめられることは、一つは、復帰後すみやかに決定どおり実施する、二つは、本土からの輸入物資に対する措置を引き続き実施する、三つは、復帰後の沖繩経済の振興開発に当たっては、一そう積極的に推進すると、この三つが政府声明の中に円切り上げに關連してうたわれておるのであります。これでは、沖繩県復帰以前における、いま起こりつつある問題に対する対処、これをいま切実な要求として訴えておるわけでありまして、復帰後にどうするということにつきましてはね。そうして、またこの第二の柱にいたしましては、いろいろな問題を含んであります。いわゆる消費者大衆が毎日毎日追ひ詰められておるこの苦しみ、不安、これをどう一体考えてくれるのだ、ここに追ひ詰められた立場があるわけなんでありまして、これに對して、もつと大蔵大臣、どうこれに對して考えておられるか、ひとつお答え願ひたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 復帰後の問題については、いま御審議願つておるいろいろの諸法案によつて措置するということによつて、沖繩の復興開発について私どもは十分骨折することができると存じますが、問題は、復帰前の対策ということにいたしますと、いま総理府で心配されておつたような形で、沖繩の内地から輸入する生活物資の値上がりに対する補償というふうなものを、さらに実情に應じて強化するということがやはり当面一番有効であり、かつ可能な方法であると存じます。そういういたしますと、ここで円とドルの交換比率もはつきりしたことでございまして、したがつて、いまでできておるようなこの安定基金に対する政府の補助というふうなものも大体計算がつきますし、沖繩政府にしましてもこの運用を本格的にこれからやれることになるだろうと思ひますので、そういう形によつて復帰までのいろいろ

ろな起り得る不便に対して対処することが一番賢明であるというふうに私は考えております。

○喜屋武眞榮君 この二、三日来、沖繩の代表が上京しまして各関係大臣にも政党にも強い要望があることは御承知だと思ひます。一貫してそこから受けとめられる姿勢と申しますか、答弁は、沖繩が混乱して困つておることはよく存じておる、よく知つておる、しかし、相手があることなので非常に問題は困難であると、こういう形でその回答がなされてゐるのですね。それじゃ困難であるからがまんしようというのであるか、一体、沖繩県民はどうすればいいのであるかということに迷つておる。また政府に対して求めておることでありまふ。それに対して担当大臣として山中大臣ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 復帰前の円・ドル交換、しかも三百六十円という問題が県民全体の御要望として、固定相場が定まりました後、あらためて盛り上がった連日御上京なさつてゐることは私も胸を痛めてよく承知いたしておるつもりであります。しかしながら、それに対してかりにまふ外交問題でもあるから、あるいは施政権下の布令の問題でもあるからということで折衝をして、だめであつた場合、あるいはそれが思うとおりにならなかつた場合にそれをどうするかという問題になりますと、これは生活物資に対する措置が一体どの程度県民の生活の面に貢献をし得たのか、そして足らなかつた点のマイナス面は幾らになるのか、あるいはドルチェックをいたしました後に補償された以外の付加価値あるいは国民終生産の伸び、県民所得の伸び、中には逆に減る人もあるわけでありまふが、そういうものを復帰までの間にどのような措置を本土の政府が国家としてどうとするのか、これらについては現在のところは復帰前に円・ドル交換ができるかどうかの問題とあわせ検討しなければならぬ問題と考えております。

○喜屋武眞榮君 政府が今日まで行なつた差損補償については、たとえば差損額の十億円あるいは

それに追加と、こういうことは一応了承しております。ところが、それがなぜそのような施策を、手を打たれても、現地は依然としてますます不安と混乱におちいつておるかというところに問題がある。これはただ金をやつたからそれで解決できるものじゃない、現実に消費者大衆の毎日の生活あるいは中小企業といった立場の大衆がますます窮地に追い込まれてゐる、破綻状態に追い込まれておるといふそのことと照らし合つて十分配慮してもらふなければいけない、このことを強く私はあらためて、重ねて申し上げ、それに対する対処をしてもらふ限り、現地はそのままではとにかくがまんしない。絶対に黙つておらない。このことを強く申し上げ、さらに今日まで国会を通じて総理はじめ大臣が述べられた沖繩にいかなることがあつても不利益を与えぬとか、あたたかく迎えるとか、あるいは豊かな沖繩、平和な沖繩と、こういうことをおっしゃつたところで、現実の事情はこういう状態、ますますそこからはね返つてくるのは冷たさであり、何を言ふか、何を言ふかと、こういう反撥しか起つてこないことはこれはきつめて当然である。このことを強く私申し上げまして、とにかく黙つてはおれない、もう追ひ詰められたこの県民の立場をどうそれにこたえてやるか、それが復帰後に備へるまた配慮である、こういうことを強く申し上げ、それに対する総理の御見解をもう一ぺんひとつお願いいたします。

○国務大臣(佐藤栄作君) いま大綱については私申し上げましたし、おそらく大綱は、大筋は、これは沖繩の県民もわかつてくださると思ひます。

私はアメリカの施政権下において円・ドルの交換、旧レートでこれを取りかへることができるか、あるいは今度の固定相場制に変らざるを得ないか、ここらにもなお検討を要するものがあるように思ひます。しかし、私はいまの状態ではアメリカの布令、それから見まして、施政権下にある沖繩、ここに通用する通貨、これはドルに限られてゐる、そしてドルだけの範囲で流通してゐる

なら、これはその影響もなはずでありますけれども、とにかくドルが円に変わるという、復帰したら円に変わるのだと、そこに問題がある。それがたまたま申し上げるうちに、この前の流動制の爲替から今度は固定制に変わったと、こういうところで一部の不安は除かれたと、かように思ひますけれども、今度は現実の問題として、固定相場に変わった五十二円の差額、それはたいへんな損失じゃないかと、こういう評価損がどうも計算されがた。ことにそういうものが一般的に何らか政府として援助する方法があるか、それが消費者の物価にはね返ると、こういう段階なら、それに対して手が打てますけれども、どうもそれ以外のことはなかなか打てないと思ひます。しかし、私は現状ではないだろうかと思ひます。しかし、私は一番大事なことは、いま本土でどうしておること、また本土でいまとつてきておること、これを正しく理解していただくように十分もつとPRをする必要があるのじゃないだろうか、かように思ひますので、それらの点についてなおわれわれも努力をいたします。いま喜屋武君の言われるように、この状態でも何か政府にはやれることがあるのじゃないかと、こういうことを言われたいのだらうと思ひますし、早急にドル・円の交換を実施しろと、このことが具体的に言われるのだらうと思ひますが、まあそういうような点をも含めて、全般的にさらにわれわれはもつと問題を掘り下げてみる、こういう努力をしなければならぬように思ひます。

○喜屋武眞榮君 この問題、大蔵大臣に一言申し上げておきます。大臣は、切り上がった円、言なわち強くなった円に返るのであるからいいのではありませんかといった、こういう態度でおっしゃつておられることに對して、沖繩県民代表が非常な反撥があるということを知つていただきたい、以上申し上げておきます。それに対して。

○国務大臣(水田三喜男君) 爲替相場の変更ということは、本来もし円が切り上がったという場合には、切り下がった通貨の交換じゃなくて、切り

上がった、価値の出た通貨の交換ということはそれ自身損ではないのだ、しかし、約束があつたために三百六十円との差額はこの切り上がった円でもたまたまその差額を埋めるといふことをすれば、この爲替変更による損というものは現実にはないのだという説明をしたので、それはそのとおりだと思ひます。

それから、すぐに円とドルをかえろということをごさいますしたが、これは、いま持つておるものをかえるというよりは簡単なやうでございませうが、いま総理が答弁されましたように、円とドルを即時交換しろということは、沖繩の地域を円通貨の地域に即時切りかえろということでごさいますので、これに関する問題はそう簡単ではなくて、施政権の問題もございませうし、いろいろ研究すべき問題がありますから、これは少し研究させてくださいということをおつておるので、そういう問題と離れてやれば、すぐあしたにでもできるのじゃないかという感覚を持つて非常に言われることに對して、私が御説明したということでごさいますして、決して私は間違つたことを申しした覚えはございませぬ。

○喜屋武眞榮君 次に、公用地法案に關連してお尋ねしたいと思ひますが、時間もありませんので、まあ法的立場からしますと、専門家でもありませんので、そういうたろろとの立場から見ましても、見れば見るほど、聞けば聞くほど、あの公用地法案には幾多の疑問、疑惑があるということはいまさら申し上げるまでもありません。私なりに取り上げた問題点についてお尋ねしたかったのでありまふが、時間がありませんので、私一つ二つこの機会に明らかにしておきたいのでありますが、私は前の質問の中で、日米共同声明以後、沖繩における全軍の諸君の解雇が非常に波状的に激しくなつてきておる、ところが、それに対しての基地の縮小撤去がそれに伴つておらない、こういうかみ合わない形での解雇があるが、こういうことをお尋ねしたわけでありまふが、去る十月二十八日のアメリカ上院外交委員会の公聴会でパッ

カード国防官は、日本自衛隊の沖繩防衛の肩がわりで引き揚げる云々という証言の中で、二千七百名ぐらい引き揚げるということを証言しておられることは御承知かと思いますが、そういう中で、そのかわり自衛隊が六千八百名配備されると、そうすると差し引き四千名ふえるということになります。これは一体どういふわけかということを知っています。

○国務大臣（江崎真澄君） 二千七百名が引き揚げますが、まあとりあえず、わがほうとしましては六カ月以内に三千二百名と、こういうわけでございます。そして、まあ二年ぐらい期間を見まして、その間に六千八百名というわけでありまして、とりあえずは三千二百名程度を考えておるわけでありまして。

○喜屋武眞榮君 重ねてお尋ねしますが、その六千八百名の肩がわり配備によつて、沖繩の基地労働者が解雇される等の関連において、いわゆる沖繩の基地労働者を解雇して自衛隊に今度は肩がわりさせるといふ、こういう心配はありませんか、どうか。

○国務大臣（江崎真澄君） そういふことはございません。

○喜屋武眞榮君 あえてそれをお聞きしますのは、その肩がわりによつて、いわゆる基地の安上がり維持をしようという意図があるのではないかと、いふ見方もあるわけなんです。それがいまお答えのとおりであればいいとして、そういうことは絶対にはあり得ないと、こうおっしゃるんですね。

○国務大臣（江崎真澄君） そういふことのないように今後配慮してまいります。したくないと思つております。

○喜屋武眞榮君 それじゃ重ねてお聞きしますが、沖繩の軍用地がどのような形で戦後接収されたかという点については、防衛庁長官御存じでありましょね。お答え願います。

○国務大臣（江崎真澄君） よく知っておるつもりでございます。

○喜屋武眞榮君 あえて私がそれを念を押しますのは、私も沖繩戦の生き残りの一人であります。だから戦後の沖繩の基地がどのような足あとをたどつて接収されたかという点はこの目で、私、証言人でありまして。すなわち、生き残つた沖繩の人々が山から、壕からお出てみたら、すでに二四〇という基地が接収されて基地化されている。それから沖繩の戦後が始まった。そうしてそれだけではない。さらにその後の接収がアメリカの銃剣のもとに、ブルドーザーのもとに、こうして銃剣とブルドーザーのもとに農民はおのきなげに接収されてきたというのが、戦後の沖繩の基地なんです。そして、今日までもたびたび私が質問の中で言いましたあのゴルフ場、泡瀬ゴルフ場、その泡瀬ゴルフ場もすでに確保されて、そこに立て札がありました。そこに、「無断で通る者射殺する」とあるべし」と、そこを通る者は射殺するぞという立て札があったのです。こういう無謀な状態の中で、沖繩の戦後の軍用地というものは接収されてきたわけです。それが合法化されて、さらにそれを合法化しようとするのがあの軍用地法案ということになるわけですが、私は、そういふ、ことに沖繩県民が戦後どのような状況の中であの軍用地を奪われてきたか、そうしてそれが銃剣とブルドーザーのもとで強引に捺印させられた契約というもの、あれは合意の上の契約ではないのです、実情は、こういう状態の中で、戦後の軍用地が始まつてきたわけなんです。それにさらに、それを是として公用地法案なるものがさらに米軍に提供される、あるいは自衛隊に提供される、こういう形であるわけなんです。それにはいろいろの立場からの疑問、疑惑、違憲性もあるというところが国会論争の中であつたことは御承知のとおりであります。私はこういう実情をよく知つておればこそ、そういう面からあの特別措置法の三十一條によつて私は裏づけられていくのではないかと、あえて公用地法案をあらためて立法して、それによつてさらに合法化していくとい

うことは要らぬのではないかと、こういう見解を持つておるものであります。いかがでありますか。

○国務大臣（江崎真澄君） これはここでしばしば申し上げてまいつたわけでありまして、敗戦という冷徹な場面で勝者がいかに横暴にふるまつたか、これは想像にかたくありません。いまおっしゃつた話は私は全部真実だと思ひます。ところが、これは施政権返還というまことに例外的、寸時も空白をおくことのできない場面で基地を提供したり、また解除された所へ自衛隊が主権の存するところを配置されるというわけでありまして。そこで十分話し合いがでなかつた土地所有者とは、これは今度はそれこそ安保条約の適用ばかりでなくて、あらゆるものが本土並みになるわけでございますから、そこでわれわれはいかに本土の真心といつたようなものを十分示すことによつて、所有者との間に妥当な話し合いをつけていきたい。話し合いのつかない場面で米側に提供されたりいろいろする土地の中にはこれをきつとありましょ。ありましょが、そのことによつて折衝、交渉は終わるわけではないわけでありまして。あくまで念入りに、粘り強く、しかも地主の不当な損にならないように、適正妥当な価格に是正をして、政府側の真心といつたようなものを披露してまいりたいと思つておりますので、どうぞ御協力を願ひたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 もう時間がまいりましたので……

○委員長（長谷川仁君） よろしゅうございます。か、喜屋武君——それでは以上をもちまして本連合審査会を終了いたします。

これにて沖繩及び北方問題に関する特別委員会、大蔵委員会、社会労働委員会、商工委員会、運輸委員会連合審査会を散会いたします。

午後三時十一分散会

昭和四十七年一月十七日印刷

昭和四十七年一月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局